

覽ヲ願ヒマス、ソレカラ第一百七十四條ノ「檢事ハ告訴人エハ告發人ヲシテ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得」ト云フ此點ニ對シマシテ、是ハ質問ヨリモ反対意見ガアツタノデアリマス、ソレカラ第二百八十一條ノ規定ニ付キマシテハ詳細ニ質問ガアリ、又詳細ニ答辯ガアリマシタ、是ハ特別委員會ニ於テ現レタ所ノ質問及説明ノ要領ト、變テ居ル所ガ無イノデアリマス、第二百八十三條ニ於キマシテハ四號ト五號ニ長期十年未満、長期五年未満トアルノハ、之ヲ「以下」トシナインハ何カ間違デナイカト云フ質問ガアリ、政府委員ノ答辯ハ間違デナイ、無論法文ノ書方トシテハ、十年未満、五年未滿斯ウスル方ガ適當デアル、斯ウ云フ答辯ガアリマシタ、第二百九十二條ノ「豫審ノ請求ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ口頭又ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲガアリマシタ、ソレカラ第三章ノ豫審ノ第二百九十九條ノ規定ハ、例外デナイカト云フ横山君ノ質問ガアリマシタ、極ク嚴正ニ言ヘバ、多少例外ニ當ルカ知ラスト云フヤウナ答辯ガアリマシタ、ソレカラ第三百一十三條ニ於テ、三日ノ猶豫期間ハ短クナイカト云フ質問ガアリマシタ、宮古君デアクト思ヒマス、ソレカラ但書ノ「但シ區裁判所ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス」此規定ハ不當デアル、此規定ノミナラズ、是レ以外ニ區裁判所ニ對シマシテ、其事ノ規定ヲ設ケタル各條ニ於テ其必要ヲ今日認メナイ、矢張區裁判所ノ手續ヲ、外ノ地方裁判所ノ手續ト異ニスル理由ガ無カラウト云フ質問ガ澤山アツナノデアリマス、便宜上此處デ其點ヲ説明致シテ置キマス、ソレカラ次ニ重要ナル質問——矢張最モ重要ナル質問ノ一つデアルト思ヒマシタノガ、第三百四十五條ノ「法令ニ依リ作成シタル訊問調書ニ非サルモノハ左ノ場合ニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得」此條ハ證據中ノ證書證據、殊ニ訊問調書ノ效力ヲ規定シタコトニ當ルノデアリマスガ、豫審等ニ於テ取調べタ共調書ヲ、公判ニ於テ直ニ證據トスルト云フコトノ當否ニ對スル質問デアリマス、政府ニ於テハ、今日ノ場合此規定ハ最モ重要ナルモノデアルト云フ答デアリマシタ、ソレカラ「區裁判所ノ事件ニ付テハ前項ニ規定スル制限ニ依ルコトニ要セス」此點ニ付テハ特ニ斯ノ如キ規定ヲ置ク必要ハ無カラウト云フ質問ガアリマシタ、ソレカラ第三百五十一條ノ第二項、此規定ハ適用上困難デアルカラ削除シテハドウカト云フ說ガアリマシタ、次ニ第三百六十二條、是ハマダ横山君カラ質問ガ保留サレテ居リマスガ「有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルベキ事實及證據ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明シ法令ノ適用ヲ示スヘシ」是ハ現行

法第二百二條第一項ノ修正ト見ルカ、然ラバ此規定ニ依ツテ
ドウ云フヤウニ裁判書ヲ書クノカト云フ質問デアリマス、
政府委員ノ答辯ハ第二百三條ノ解釋ニ付テ、果シテ今日ノ
裁判ノ實際ニ於テ多クノ判決ニ採用シテ居ルノガ、正當ノ
解釋カドウカト云フコトハ此所ニ説明スル限デナイガ、或
ハ現行法第二百三條ノ解釋ハ、本案ト同様ニ解釋シテ差支
ナイノデナカト思フ、本案ノ趣旨ハ、罪トナル事實ト證據
ノ間ノ聯絡ヲ明白ニシテ犯罪ノ事實ヲ認ムル以上ハ、其認
ムルニ足ル證據上ノ聯絡ヲ明白ニ判決ノ上ニ現ハス趣旨デ
アルト説明セラレテ居リマス、ソレカラ第三百六十三條ニ於
ハ非常ニ多クノ質問ガアリマシテ區裁判所ニ於テ特別ノ簡
略ナ規定ヲ設ケル必要ガ無イデハナイカト云フ質問ガアリ
マシタ、政府ハ區裁判所ノ事件ハ簡略ナル手續ニ依ルノガ
至當デアルト云フ答辯デアリマシタ、第三百六十四條ニ於
テ「犯罪ノ證明ナキトキハ」トアルノハ現行法ノ證據不十分
ヲ修正シタモノノデアルカ、或ハ同一デアルカト云フ質問ガ
横山君カラ出マシタ、政府委員ハ現行法ノ證據不十分ハ正
當デナク、又犯罪ノ證明ガ無イノデアルカラ、證明ノ無イト
云フコトヲ以テ、無罪ノ裁判ヲスルガ至當デアルト云フ答
辯デアリマス、次ニ第四百一條ノ附帶控訴ニ付テ、附帶控訴
ハ獨リ檢事ノミデナク、被告人カラモ出來ルコトニスル必
要ハナイカト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シテ政府委員
ヨリ、附帶控訴ハ控訴裁判所ノ檢事が行フコトモ本案ハ認
メテ居ル、「審ノ檢事が控訴セズ、或ハ被告方控訴セザルモ
ノニ對シテ、特ニ控訴ニ於テ附帶控訴スル必要ガ無イ、唯々
控訴ノ檢事が適當ナリト認メタ場合ニ附帶控訴ヲスルノデ
アルカラ、ソニコデ控訴裁判所ノ檢事ニ限ラノデアルト云フ
答辯デアリマシタ、ソレカラ本案ニ於テハ上告ノ規定ニ大修
正ヲ加ヘラレデアリマスカラ、第四百十二條ニ付テ種々質
問ガアリマシタ、是ハ各號ニ涉ブテ細カイモノデアリマスカ
ラ、速記録ニ依ツテ御覽ヲ願ヒマス、次ハ第四百四條「刑ノ
量定甚シク不當ナリト思料スヘキ顯著ナル事由」ト云フノ
ハドウ云フ事カト云フ質問デアリマス、是ハ誰が見テモ不
當デアルト云フノデアルカラ、客觀的ニ不當デアルト云フ
ノデアルカラ、客觀的ニ不當ナリト認メラレルト云フ趣旨
デアルト答辯ガアリマシタ、ソレカラ再審ノ事、略式手續ノ
事、裁判ノ執行其他私訴ニ付テモ質問ガアリマシタガ、是ハ
速記ニ譲リマス——以上ガ極メテ大體ノ報告デアリマス
ガ、大要是ニテ御了承ヲ願ヒマス
○横山(勝)委員 第三百三十八條ハ「事實ノ認定ハ證據ニ
依ルトアリマスガ、本條ノ「事實」、ソレカラ第三百六十二條
ノ「事實」、詰リ犯罪事實ト云フ中ニ被告人ノ犯意ヲ包含ス
ルカドウカ、ソレカラ犯意ヲ證據ニ依ツテ説明スル必要ガア

○横山(勝)委員 現行法ノ下ニ於ケル大審院ノ幾多ノ判例ニ依レバ、犯罪者ノ意思即チ犯罪事實デナイ、ソレハ刑ノ言渡ヲ爲ス裁判官ノ、絶対ノ自由ニ依テ判断スペキモノニアッテ、決シテ證據ヲ要シナイ、又人ノ意思ノ如キハ、證據ニ依テ彼此レ、之ヲ認定スベキモノデナイト云フ意味ノ判例ガアリマスガ、今政府委員ノ説明ニ依ルト、將來大審院ノ判例ハ、現行法ノ解釋ヲ誤ダテ居ルト云フコトニ歸着致シマスカ、或ハ現行法ニ於ケル從來ノ各裁判所ノ解決、大審院ノ解釋ハ間違テ居ラヌガ、三百三十八條、三百六十二條ノ「事實」ト云フノハ、現行法ト意味ガ異ナルト了承シテ宜シウゴザイマスカ

○林政府委員 一般ノ犯罪ニ付テハ、犯意ノ存在ト云フコトハ大切ナル構成要件デアリマスカラ、之ヲ證據ニ依テ認定スルト云フコトハ、當然ノ事デアルト考ヘマス、唯タ過失犯デアルトカ、特別法ニ於テ犯意ヲ要シナイ犯罪ハ別デアリマス、サウ云フ次第デアリマシテ、本案ノ趣意トシテハ、今御答申シタ事ハ明白疑ナイト考ヘマス、唯タ現行法ノ下ニ今御話ノ様ナ判例ガアルカドウカ私ハ記憶シマセヌガ、云フ判例ガアリトスレバ、少クトモ本案ノ趣旨ニハ相副ハ云ノ只今ノ記憶デハ無イト思テ居リマスガ、併シ若シサウレバナラヌト云フコトハ疑ナイト思ヒマス

○横山(勝)委員 サウ致シマスト三百三十八條ト、三百六十二條ニ於ケル「事實」ト云フ中ニハ犯意ヲ包含スル、即チ犯意ハ犯罪ノ構成條件デアルカラ、之ニ對シテ證據ノ説明ヲスル必要ガアル、斯ノ如キ趣旨デアルト云フコトハ能ク了承致シマシタ、ソレカラ進ンデ御尋致シタノハ、此三百六十二條ノ趣旨ハ色々々議論ガアリマスガ、要スルニ屢々聲明セラル、所ニ依レバ、誰が見テモ證據ト事實ノ連絡ガアリテ、一目シテ成程此證據ガアレハ此事實ヲ認定シテモ宜シト云フ感想ノ起ル程度ニ、證據ト犯罪事實ノ連絡ヲ較ブル事ヲ要スルノデアル、此意味ハ多少諒解ノ出來ヌ點モアリマスガ、兎ニ角サウ云フ御言葉ノアッタコトヲ記憶致シテ居リマス、サウ致シマスト之ニ關聯シテ承リタイノハ、四百七條ノ規定ニ於テ「控訴裁判所ノ判決ニハ第一審ノ判決ニ示シタル事實及證據ヲ引用スルコトヲ得」斯ウ云フ輕便ナル方法ヲ設ケテ居リマス、此故ニ第二審判決ダケデハ、犯罪ノ事實モ證據モ分ラヌ場合ガ出來テ參リマス、從來ノ判決ニ控訴ヲ棄却シタ場合ニ、判決ノ主文ガ分カラヌト云フコトデ色々々議論ノ起ツタコトモアリマスガ、併ナガラ一審判決

ヲ認可シテ控訴棄却ノ裁判ラスル時分ニハ、理由ノ中ニ原裁判所ガ青渡シタ主文、即チ刑期ト云フモノヲ掲ゲテ斯ノ如ク言渡ヲ爲シタノハ相當デアルト云フコトニ依テ、第二審判決ノ一審判決ヲ認可シタ控訴棄却ト云フコトノ内容ガ判決自體デ分ル様ニナッテ居タ、是ハ現行法ハ非常ニ便利デアル、所ガ本案ニ於キマシテハ、事實モ判決モ一審判決ノ通りデ宜イト云フコトニナリマスト、三百六十二條ノ規定ニ依テ、一目シテ犯罪事實及證據等ノ連絡ガ明瞭ニナレバ宜イノデ、又左様爲サシムル意思デアルト云フコトノ精神ニ矛盾スルヤウニナッテ來テ居ル、裁判官ノ手數ハ非常ニ省ケマスガ、ソレデハ御説明ノ趣旨ニ反対シハセヌカト思ヒマス、ソレヲ承リタイ

○林政府委員 成程今御尋ノ如ク、此法文ヲ適用シテ事實ノ認定證據ノ説明ニ付テ、第一審判決ヲ引用シタル場合ニ於テハ、第二審ノ判決ノミデハ分ラヌト云フコトニナリマセウ、併ナガラ訴訟關係人ハ、第一審ノ判決ノ勝本ヲ請求スル權利ガアリマスカラ、之ニ依テ第一審ノ判決ノ勝本ヲ貰ッテ之ヲ併セテ見ルト、極メテ明瞭ニナルト思ヒマス、故ニ判決自體ニ依テ明瞭ニナルト云フコトヲ證明シタ趣意ト相反スルコトニハ至ラヌト考ヘマス

○横山(勝)委員 尚ホ確メテ置キマスガ、サウスルトソレダケデ、此三百六十二條ノ規定ニ副フ譯ニナリマスカ

○林政府委員 本法案デハ認可ト云フコトハ無イコトニナッテ居ルノデアリマスガ、兎ニ角第二審裁判所ニ於テ調べタ結果、事實ノ規定モ第一審判決ノ示シタ所ト全然同一デアル、證據關係モ全然變リガナイト云フヤウナ場合ニ於テハ、事實ニ付テモ、證據ニ付テモ、第一審判決ニ書イテアル所ヲ其儘引用スル、斯ウ云フ事デ宜シイ、斯ウ云フ趣意デアリマス

○横山(勝)委員 此三百六十二條ノ第二項デス、犯罪ノ成立ヲ阻却スベキ原由、又ハ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキハ、之ニ對スル判斷ヲ示スト云フコトニナッテ居ル條件デアリマス、此中ニ辯護人若クハ被告ノ側カラ、斯ノ如キ事情ガアルカラ、執行猶豫ヲ與ヘヨト云フ要求ヲ致シタ場合ニハ、之ニ這入ラヌノデアリマスカ、ソレ如何デス

○林政府委員 ソレハ第二項ニ這入リマセス

○横山(勝)委員 ソレヲ除外シタノハドウ云フ意味デアリマスカ、犯罪ノ成立ニ争ナキ場合ニ於テハ、多クノ場合、刑ノ量定執行猶豫ヲスベキカ否マト云フコトハ一番重要ノ問題デアル、檢事が今日犯罪事件ヲ起訴スルコトハ無イ、一應ノ證據取調ヲ行ッテ、比較的證據ハ明確デアル、多クノ場合ニ於テ、被

告ノ辯解スル所、辯護人ノ努力スル所ハ執行猶豫ト云フ關係ニ在ル、ソレヲ省イタノハドウ云フ理由デアリマスカレド通リデ宜イト云フコトニ依テ、第二審判決ノ一審判決ヲ認可シテ、執行猶豫ノ如キハ、裁判官ノ要スルニ裁量ノ問題デアル、若シソレマデモ一々説明スルト云フコトニナレバ、刑期ノ問題或ハ罰金ニ付テハ刑量ノ問題、サウ云フヤウナ事ニ付テ主張ガアルト、一々之ニ對スル判斷ヲ示スト云フコトニナリマス、サウ云フ事ヲ法律上ニ於テ裁判官ノ義務トスルト云フコトハ、適當デナイト思ヒマス

○横山(勝)委員 三百六十二條ノ二項ノ規定ニ依レバ、刑ノ加重減免ト云フモノ、原因ガアッタ場合ヲ規定シテ居マスカラ、此加重減免ノ場合ニハ、矢張刑法ノ總則ニアル酌量減刑等ヲ含ムト致シマス、此事件ニ付テ斯ノ如キ酌量減刑ノ事情ガアルト云フコトデ、執行猶豫ヲスベキカドウカラ云フコト、殆ド違ガナイト思フ、即チ本案ノ趣旨ガ、酌量減刑ノ場合モ矢張判断セヨト云フ執行猶豫ノ規定ヲ置クト不都合ガアルト云フノデ、執行猶豫ノ場合ヲ除外シタコトハ甚ダ不都合デアルト思フガ、酌量減刑トノ場合ヲ比較シテ御説明ヲ願ヒタ

○林政府委員 第二項ハ酌量減刑ヲ包含致シマセヌ、酌量減刑ハ裁判上ノ減刑デアリマシテ、第二項ノ豫想スル所ハ法律上ノ減刑デアリマス、若シ御説ノヤウニナリマスト、検事ハ此事件ニ付テハ刑ハ何年ガ宜シイ、辯護人ハ何年位デ宜シト云フヤウナ主張ヲスル場合ニ、一々判断ラシタコトヲ判決ニ示スト云フコトニナリ、實際上ニ於テ行ハレヌコト、思ヒマス

○横山(勝)委員 サウスルト第二項ノ意味ヲ私誤解シテ居リマシタガ、第二項ノ「法律上」ト云フ此二字ハ「犯罪ノ成立ヲ阻却スベキ原由」ト云フノニ係ルノテナクシテ、又ハ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張アリタルトキ」ト云フノニ「法律上」ト云フ事ガ係ルノデアリマスカ

○林政府委員 御尋ノ通リデアリマス

○横山(勝)委員 然ラバ酌量減刑等ノ場合ヲ除外シタノハ、矢張今御説明ノ執行猶豫ノ場合ヲ除外シタノト同様デアルト諒承シテ宜シウゴザイマスカ

○林政府委員 大體同ジヤウナ理由デアリマス

○横山(勝)委員 サウスルト是ハ第二項ハ私ハ一瞥シテ沟ニ結構ナ法律デ、從來民間ニ於テ稱ヘラレテ居タ事項ヲ御採用ニナ。タモノトシテ、非常ニ喜ンデ居ル、即チ辯護士協會等ノ希望ニ依レバ、爭點ヲ掲ゲテ争點ノ判斷ヲシテ貰ヒタイト云フコトモ、此現行法ノ第二百三條ノ改正ニ關スル

場合ノ要求ノ一ツデアッタ、云フノハドウ云フ事カト云フト、ソレハ犯罪ノ成立ヲ阻却スベキ場合モアリマスケレドコトニナッテ居リマスノデ、現行法竝ニ現行法ノ下ニ行ハレテ居ル實際ノ遺り方ニ比較スルト、非常ナ違デアリマス、又後段モ同様デアリマシテ、現行法ノ下ニ於テハ、法律上刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張ガアッテモ、必シモ之ヲ一々判斷スルコトハ必要デナイノデアリマスカラ、非常ニ現行法ト違ガアル、第二項ハ役ニ立タヌト云フコトデアリマスガ、非常ニ役ニ立ツ考テアリマス、先程モ申シタヤウニ刑期ノ問題デアルトカ、其他裁判官ノ裁量ニ屬スベキ問題ニ付テ、一々之ヲ書クト云フコトハ是ハ到底行ハレヌト思ヒマス、ソレデアリマスカラ此範圍ニ止メルノガ實際上適當デアルト考ヘテ居リマス

○横山(勝)委員 併ナガラ被告ニ辯護人カラ、此事件ハ斯ノ如キ事情ガアルカラシテ、酌量減刑ヲ與ヘテ貰ヒタ、若クハ執行猶豫ヲシテ貰ヒタイト云フコトヲ請求シテモ、ソレヲ判決ニ書クノハ困難デアルト仰シヤル、併ナガラ事實裁判官ハ審理ノ際ニ左様ナ評議ヲシテ、アノ要求ハ不當デアル、アノ請求ハ正當デアルト云フ判斷ヲ爲サレルト云フコトハ、檢事ノ要求ノアッタ場合デモ、サウデアラウト思フガ、既ニ裁判官ガ單獨ニ判斷シ、若クハ合議ノ上ニ於テ其事情ガ被告ニ有ルトカ無イトカ、云フコトヲ文書ノ上ニ書クコトハ、易々タルモノデアラウト思フ

○林政府委員 ソコハドウ云フ御説ノヤウニ私ハ參ラヌト思ヒマス、例ヘベ刑期ヲ判斷スル場合ニ於テハ、諸般ノ點カラ十分ニ考究シテ定メルノデアリマス、定メタノハ理由ガアル、併ナガラ法定刑ガ一箇月以上十箇年ニナッテ居ル場合ニ、六ヶ月ニ定メルトカ一年ニ定メルトカ、二年ニ定メルトカ云フ場合ニ、何故ニサウ定メタ、或ハ一年八ヶ月デハ何故悪イ、二年トシタノハドウ云フ譯グト云フ様ナ事ヲ文書ニ現シテ、人ヲシテ諒解セシメル程度ニ説明スルト云フコトハ困難デアリマス、困難ト云フヨリモ寧ロ不能ニ歸スルカ

ト考へマス、サウ云フコトデアリマスカラ、裁判官ノ義務トシテ命ズルコトハ、實際上適當デナイト考へマス

○横山(勝)委員 サウスルト只今ノ事項ヲ四百十四條ト關聯シテ御尋シマスガ、四百十四條ハ大審院ノ第二審ノ判決ガ、刑ノ量定ガ甚シク不當ナリト思料スベキ顯著ナル事由アルトキハ、之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ト云フ、即チ刑ノ量定ガ甚シク不當ナル場合ニ於テハ、大審院ニ於テ之ヲ論争スル途ヲ開カナケレバ、ナラヌ、此故ニ原審ノ判決ニ斯ノ如キ事情ガアル、斯ノ如キ原由ガアルト主張シテ刑ノ酌量減刑ヲ求メ、或ハ執行猶豫ヲ求メタ場合ニ、ソレハ斯ウ云フ事情ニ依ツテ、其請求ハ承認シナイト云フ事ノ判斷ガ若シ現レテアルトスレバ、此四百十四條ヲ活用スル上ニ於テ、非常ニ便利デアラウト思フ、若シソレガ無イト、上告審ニ被辯護人ノ側カラ執行猶豫ノ事情ヲ主張シテモ、裁判官ハ斟酌ヲシナカタ、執行猶豫ヲ與ヘナカタ場合ニ法律上特殊ノ判斷權ヲ認ムルナラバ、矢張四百十四條ヲ活用セシムル上ニ、今私ノ申上ゲルヤウナ事ヲ書加ヘタ方ガ便利デアラウト思フ、又サウナケレバ、上告制度ニ非常ナル改善ヲ加ヘタ趣旨ヲ徹底スルコトガ出來ナイト考へマス、此四百十四條ニ關係シテ御答辯ヲ願ツテ置キマス

○林政府委員 四百十四條ニ依テ上告スル場合ニ於テハ、判決ニ現レタル事ノミナラズ、訴訟記録ニ現ハレテ居ル事ハ、之ヲ上告意トシテ提出スルコトガ出來ルコトニナッテ居リマス、ソレデアリマスカラ上告裁判所ハ之ニ依ツテ、原判決ガ正當カドウカト云フ事ヲ判斷スルコトハ出來ルト思フ、詰リ判決ニ書現スコトハ困難デアルガ、併ナカラ訴訟記録ヲ見レバ善イカ惡イカト云フコトハ分ルノデ、強テ困難ナル、或ハ殆ド不能ニ迄イヤウナ事ヲ法律ニ定メルト云フコトハ、ドウモ實際上適當デナイト思ヒマス

○横山(勝)委員 サウスレバ斯ウ云フコトヲ御認メニナリマスカ、酌量減刑、或ハ執行猶豫ヲ與フベキ事情ガ被辯護人側ヨリ有リトシ、裁判官ノ側ニ於テ無イト判斷スル場合ニ之ヲ上告審ニ於テ上告スルト假定シテ、上告裁判所カラ見マシテ、此被告竝ニ被辯護人側ノ要求ニ對シテ、判事ハ如何ナル理由ヲ以テ之ヲ否認シタカト云フコトガ現レテ居ル方ガ、大審院ニ於テハ非常ニ便宜ヲ感ズルコトガ無イト御認ミニナリマスカ

○林政府委員 單ニソレダケノ問題トスレバ、便宜ヲ感ズルデアラウト思ヒマス、併ナガラソレガ爲ニ常ニ之ヲ現サナケレバナラスト云フコトハ、實際上適當デナイト考へマス

○横山(勝)委員 ソレカラ三百六十二條ノ第一項ノ「犯罪」成立ヲ阻却スヘキ」場合ニハ、上告ノ理由ニナリマスカ

○林政府委員 上告ノ理由ニナルト云フコトハ明文デ示シテアリマス

○横山(勝)委員 四百十二條——昨日横山君ノ御尋ニナッタ條項デス

○横山(勝)委員 分リマシタ、ソレカラモウ一ツ進ンデ三百六十二條ニ付テ今鈴木君カラ御尋シタイ事ガアルサウデスカラ、ソレヲ承々タ後テ、最後ニ一寸言ヒタイ事ガアリマスカラ留保シテ置イテ、三百六十三條ニ付テ御尋致シマス、三百六十三條ハ、區裁判ニ於テ輕微ナル判決ヲ爲ス時分ニハ、事實證據ヲ示セバソレデ宜シノデ、三百六十二條ノ第一項トハ異ナッテ居ルノデアリマス、ソレハ昨日ノ説明ニ依テ諒解致シテ居リマスガ、區裁判所ノ判決ニ對シテ地方裁判所ニ控訴シタル場合ニ、其地方裁判所ハ三百六十二條ノ原則ニ依ツテ、罪トナル事實及證據ハ、矢張區裁判所ニ決定審理シタモノハ、地方裁判所ニ矢張審理スルニハ三百六十三條ノ規定ニ依ツテスルノデアリマスカ、詰リ區裁判所カラ事件ガ地方裁判所ニ移轉シタル場合ニ適用ヲ承リタイ

○林政府委員 今御尋ノ場合ニ於テ、地方裁判所ニ於テ控訴審ノ審理ヲ致シマシテ、其結果禁錮一年以下ノ刑ノ言渡ヲスル、或ハ刑ノ免除ノ言渡ヲスル場合ニ於キマシテモ同様デアルト考へマス

○横山(勝)委員 一寸諒解出來マセヌカラ、モウ少シ詳シク——私ノ申シタノハ、區裁判所ニヤルトキハ、證據サヘ舉げレバソレデ宜シイ、其事件ガ地方裁判所ヘ行々タラバ、地方裁判所モ其通りデ宜イカドウ云フコトニナリマスカ、其意味デアリマス

○鈴木委員 今ノ三百六十二條ニ關聯シテ一寸御尋致シマス、是ハ妙ナ質問デアリマスケレドモ、心得ノ爲ニ伺ツテ置クノデアリマス三百六十二條ニ「有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナルベキ事實及證據ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明シ」云々、斯ウ告イテアリマスガ、此罪トナルベキ事實及證據ニ依リ之ヲ認ヌルコトハ、之ヲ裁判ト看做シマスカ如何デアリマスカ

○林政府委員 是ハ色々議論ガアルヤウデアリマスガ、私ハ裁判デアラウト考へマス

○鈴木委員 裁判デアル——洵ニ満足致シマシタ

○禪委員 第三百四十五條デアリマスガ、「被告人其ノ他ノ供述ヲ錄取シタル書類ニシテ法令ニ依リ作成シタル訊問調書ニ非サルモノハ左ノ場合ニ限り之ヲ證據ト爲スコトヲ得」ト此ニハ豫審若クハ豫審前ノ檢證調書ガ矢張含シタルモノモノデスカ、ソレハ全然公判デ調ベナケレバナラヌ意味ニナリマスカ、訊問調書ノ中ニハ這入ラスカト思ヒマス

ガ、ソレハドウ云フモノデアリマスカ

○林政府委員 三百六十五條ニ規定シマシタノハ、訊問調書ニ關スル事デアリマシテ、隨テ檢證調書ノ如キハ此法文ニハ關係方無イ、其結果檢證調書方證據トナルノデス

○禪委員 ソレハ根據ハ何處カラ來マスカ、例ヘベ豫審ニ於テ檢證シタル檢證調書ニスル事ガ出來ルト云フノデスカ

○林政府委員 檢證調書ハ適法ナル手續ヲ以テ作成サレタ、ハ、證據力ヲ持ツト云フ事ハ一般ノ原則カラ考ヘラレマス

○禪委員 一般ノ原則ト申シマスト、豫審前ニ若シ法令ニ依ツテ檢證スルコトガ出來ルカドウカ、ソレガ證據ニナリマスカ

○禪委員 法令ノ許ス場合ニ於テ、法令ノ定メタ手續ニ從ツテ行々タ檢證ノ調書デアリマスレバ、矢張證據力ヲ有スルコトニナリマス

○禪委員 ソレハ法文ノ根據ガアリマス

○林政府委員 ソレハ檢證調書ニ付テサウ云フ場合ニ證據力ガアルト云フ直接ノ規定ハアリマセヌガ、一般ノ原則ニ於テ其點ハ疑ナイト考へマス

○横山(勝)委員 餘リ諄イヤウデアリマスガ、三百六十二條ハ後日非常ニ紛争ガ起ルト私ハ今カラ想像スルニ難カラス、ソレデ此第十三議會ノ際ニ之ヲ改正セラレタル沿革、ソレカラ現行法ノ如クナッテカラ色々々裁判上ニ起ツタ實例、ソレカラ今日ノ大審院ノ判例、ソレカラ第四十四議會ニ於テ原夫次郎君等カラ御提出ニナッタ改正案、是等ノ沿革ニ徴シマスルト云フト、司法當局モ餘程若心ニナッテ居ル條文ノコトデアルカラ、御苦心ニナレバナルダケ後日紛争ヲ起スモノデ、此法條ノ適用ニ付テハ、司法當局ノ真意ト云フモノハ、今日ノ如キ判決書ヲ書カセテハ、裁判官ノ非常ナル心勞ヲ贏チ得ルノミデアッテ、非常ナル裁判官ノ能率ヲ減少スル、此故ニ徒ニ多數ノ證據ヲ羅列スルト云フ事ハ、毫モ必要ノナイ事デアルカラシテ、モット判決ヲ簡単ニ明瞭ニ行キマスヤウニシタイ、斯ウ云フ意味デアラウト思ヒマス、ソレニハ吾々モ異存ハ無イ、吾々モサウシタイト考ヘテ居リマス、當時ノ努力ト云フモノハ、ソコニ在ツタノデアリマスルケドモガ、併シは昨日モ申上ゲタヤウニ、其檢事ハ此改正ハ出來損ヒノ改正デアルト言ハレタ程ノ法律ニナッテシマッタ、臨島政府委員ガ四十四議會ニ於テ説明ヲサレタ所モ通リデアル、現行法ノ二百三條ヲ御改正ニナル

シテ居ルヤウナモノデナイト云フコトヲ屢々聲明セラレテ

居ル、本案ハ三百六十二條ノ第一項ノ中ノ政府委員ノ說明モサウダラウト思ヒマス、併ナガラ是ハ後ニ至フテ、或ハ之ガ爲ニ上告ノ理由ニモナリマセウシ、又見様ニ依フテハ、人權ヲ蹂躪セラレルト論ズル人モアラウト思ヒマス、其際ニ於ケル私ハ資料トシテ、豊島政府委員ノ仰シヤツタ所ノ要請ダケヲ茲ニ述べテ置キマス、ソレヲ參酌ニナッテ、サウシテ或ハ裁判官ニ訓示ヲ爲サルトカ、或ハ此三百六十二條ノ運用ニ關スル命トカ、訓令ヲ御示シニナル所ノ資料ニ供セラレ、而シテ四十四議會ノ説明ト四十五議會ノ説明トガ、撞着矛盾スルヤウナコトノ無イヤウニ致シテ置キタイト思ヒマス、是モ必要デナイト思召ス諸君モアルカ知レマセヌガ、併ナガラ私ハ最モ重要ナル本案ノ運用ニ關シテ非常ニ憂慮シテ居リマスカラ、其要點ダケヲ讀ンデ置キマス、第四十四議會ニ於テ刑事訴訟法改正法律案ノ提出セラレタル委員會ニ於テ、豊島政府委員ハ斯様ニ申サレテ居ル、曰ク「此度民間法曹ノ多數ノ御方ヨリ此案ヲ提出セラレ、又御賛成ニモナツテ居ルト云フコトハ大變喜バシイ次第アリマス」此案ハ既ニ法律取調委員會ノ主査会ニ於テ決議サレマシタ所ノ案ニモ同様ナコトニナッテ居リマシテ、兎ニ角判決ニ證據ノ内容ヲ一々示スト云フコトヲ省クコトニ付テハ其當時決議サレテ居リマシタ、司法當局ニ於テモ斯クアランコトヲ希望シテ居リマシタ所デアリマス(中略)斯ノ如キ何人モ疑ナク弊ノアル所ヲ認メテ居ルヤウナ點ニ付テハ、全體ノ改正ニ先ダッテ改正ヲシテモ、決シテ不當ナ事デハナイト存ジマス」アレカラ又豊島政府委員ハ曰ク「此現行法ガ明治三十二年ニ改正ニナリマシタ當時、此改正ノ趣意ト云フモノガ今日判決例デ認メラレテ、居ル通りノ趣意デ改正ニナッタノデアルカト云フコトヲ考ヘテ見マスルト、決シテサウデハナイ(中略)其判決例ガ一旦出來タ以後ハ、今日ノ判決ノ状態ト云フモノガ唯夕豫審調書ト同ジヤウナ事ヲ羅列スルコトニ止マリ、唯夕老大ナ判決ヲ書クダケノ話何ノ役ニハ立タヌ、ソレガ爲ニ決シテ心證ニ依フテ基イテ居ル所ガ、判決ノ上ニ現レテ居ルトハナツテ居リマセヌ、今日裁判官ノ苦ンデ居ルト云フノハ、機械的ノ効ヲスルコトニ苦ンデ居ル、無駄ナ時間ヲ費ス事ニ苦ンデ居ル、唯夕豫審調書ヲ引寫スル爲ニ非常ニ時間ガ掛ルト云フヤウナ事デ、心證ヲ判決ニ現スト云フコトハ出來ナイ(中略)今日唯夕豫審調書ニアルヲ内容ヲ示サズシテ其人ニ信ヲ置ケレバ、其内容ヲ敢テ明實ニ書カナイデモ、豫審調書ニアルノテ明白グラウト思フ(中略)唯夕豫審調書ニアルノテ明白グラウト思シテ、心證ニ基イタ所ヲ判決ニ現スト云フ趣意ニナルダラ

ウト思ヒマス、苟モ諸般ノ徵感カラシテ之ヲ認メナケレバ
其徵感事實ト云フモノヲ擧ゲテ、犯罪事實ヲ認メル所ノ推
理作用ニスルト云フコトヲ説明シナケレバナルマイト思ヒ
マス(中略)今日ノ如クドウモ判決ノ内容ニ於テ證據ノ内容
ヲ掲ダケレバナラメト云フコトニナリマスト、所謂虛構
ノ證據ト云フコトガ餘計ニナッテ、ソレガ爲ニ判決ノ破毀サ
レルト云フコトガ非常ニ餘計アル、是ハ甚ダ司法ノ狀態ニ
スニ在ルト思ヒマス、此改正以前ノ狀態ハ横山君モ御承知
ノ通リト存ジマスガ、犯罪ノ構成事業ヲ書イテ、其後ニ證人
何某ノ證言ニ依ツテ以下ノ事實ヲ認定スルト云フコトヲ畫
クダケデ、證據ノ理由ト云フモノハ唯々證人ノ名前ケラ
列舉シタト云フ狀態デアッタ、ソレガイケナインデアリマ
ス、併シソレハ決シテ證言ノ内容ヲ書ケト云フ改正デハナ
ナカッタノデ、先程申シマス様ニ或ル證人ノ證言ガ信用スペ
シトスレバ、其證憑事實ヲ示シテ、犯罪事實ヲ推理スル尙ヲ
判決ニ現スト云フ趣意デアッタウト思ヒマス、唯々内容ダ
ケ示シテ置イテ、ソレデ足リルト云フ考デハナカッタ、内容
ハ示サナクテモ宜シニオデ、心證ノ基ク所ヲ示セバ宜イト
云フ考デアッタウト思ヒマス、三十二年ノ改正前ノ如ク、證人
ノ名前ダケ書ケバ宜イト云フ考デハナイト思ヒマスカラ、
此案ノ通リニナレバ三十二年ニ於テ改正ヲ企テラレタ趣
意モ貫ク事ト存ジマス」モウ一點アリマス、豊島政府委員曰
ク「唯々直接證據ノ無イ場合ニハ、今日ハ色々ナ證言ヲ羅列
シテ綜合考覈スルト云フコトニ依テ認定スルガ、何ガドノ
證據ニナッテ來ルカト云フコトハサッパリ分リハシナイ、此
人ガ人達デアルト云フ證據ガ何所ニアルカ分ラナイ、又犯
罪構成ノ事實ニナル證據ト云フモノハ何所ニアルカ分ラ
ヌ、サッパリ其説明ニ付イテ居ナイ、ソンナ事デハイカヌノ
デ、間接證據ノミノ場合ヲ御考ラ願ヒタ」斯ウ云フ事ヲ續
々述ベラレテ居リマス、是ハ大體ヲ私ハ朗讀シタノデアリ
マスガ、要スルニ豊島政府委員ノ説明ノ趣旨ハ、證據ノ内容
ハ示サナクテモ宜シニオデアル、甚シキ場所ニ至ツテハ、其
證人サヘ信用ガアレバ、其證據ハ採ツテ宜シニオデアル、併
シ其證據ト事實トガドウシテ聯絡スルカト云フ心證ノ由ツ
テ起ルコトヲ書ケ、而シテソレハ直接證據ノ場合ニハ一皆
シテ足ルコトデアル、十四・二十圓ノ窃盜事件ガアッタ場合、
之ニ吻合スル證人ノ供述ガアレバ、ソレヲ眺メタダケデ直
グ分ル場合ガアルケレドモ、併ナガラ間接證據ノ場合ニハ、
矢張間接證據ト認定シタ事實トノ間ノ聯絡ヲサセナケレバ
ナラスト云フコトヲ述べテ居ラレル、詳シシ事ハ只今讀上

ゲタ所ヲ御一讀ヲ願ヒタイ、先程來ノ政府委員ノ御説明モ、恐ラク言葉ハ多少違テ居リマスルケレドセガ、此意味ニ外ナラナイト思ヒマス、大體ノ意味ハ斯様ナ言葉ノ趣意デアデアラウト思フ、果シテサウデアルカドウカ、サウ致シマスルト此三百六十二條ノ適用ニ依テ、政府委員ハ從來ノ如ク證據ノ内容ヲ示サナイデ、ソレデ足リルト云フコトノ御考ヲ以テ、此立法ヲ爲サレタノデアルカト云フコトヲ次ニ伺テ置キマス

○林政府委員 三百六十二條ノ意義及根本ノ精神ハ、屢々申上ゲル通リデアリマシテ、今御讀ミニナツタ豐島君ノ前議會ニ於ケル説明モ、只今承ル所ニ依リマスト、大體ニ於テハ違ガ無イト考ヘマスガ、併ナガラ細イ點、若クハ個々ノ適用ノ事柄ニ付キマシテハ、今ノ説明ノ分ヲ熟讀翫味シタ上デナイト、判然シタ御答ヲ致ス譯ニハ行キマセヌ、ソレカラ第ニノ御尋ニ付テハ屢々申シマスル如ク、認定シタ事實ト證據ノ連絡ヲ明ニシテ、通常ノ理解力ヲ有スル者ヲシテ、如何ナル關係カラ認定ガ出來タクト云フコトヲ諒解スルノ程度ニ、明ニスルノガ必要デアリマスカラ、大體ノ場合ニハ證據ノ内容ヲ記サナケレバ、實際ニ於テ連絡ガ分ラスト思ヒマス、故ニ實際ニ於テ證據ノ内容ヲ或ル程度マデ書クコトニモナリマセウガ、法律ハ必ズ要求スル譯デハナイ、簡単ナル事件デ書カヌデモ分ル場合ニハ宜シイト云フ意味デアリマス、ソレニ依テ御諒承ヲ願ヒマス

○森下委員 事實ノ真相ヲ判明スルコトニ付テ、特別規定ノ三百四十一條ニ付テ、第四回ノ委員會ニ於テ政府委員ニ御尋致シマシタガ、共同被告人若ハ證人等ヲ調べル時ニ、事實ノ眞相ヲ陳述スル機會ヲ捉ヘル爲ニ、被告人ニ對シテ退延ヲ命ズル規定ガアリマス、私ハソレニ對シテ、サウ云フ意味ニ於テ被告人ヲ退延セシムルト同様ニ傍聴人ノ或者ヲ退延セシムルト云フコトニ付テ、特別規定ヲ設ケラル、必要ナキカト云フ意見ヲ持ッテ居リマス、即チ被告人ト後ロニ控ベテ居ル傍聴トノ特殊ノ身分關係、若クハ利害關係ヲ有スル場合ニ於テ、後ロニ控ベテ居ル傍聴人トノ關係上、實際ノ事實ヲ陳述スルコトガ出來ヌト云フ場合アルコトヲ、常ニ吾々ハ實務ヲ執ル上ニ於テ遺憾ヲ感じテ居ル次

第一デアリマス、ソレニ對シテ林政府委員ハ、サウウ云フ特別關係ノアル場合ニ於テハ、裁判長ハ法廷警察權ニ依テ傍聴人ニ退庭ヲ命ズルコトガ出來ルカラ、ソレニ宜シイデハナイカト云フ御答辯デアッタノデアリマスケレドモ、裁判長ノ法廷内ニ於ケル秩序維持權、若シクハ法廷警察權ハ、既ニ形ノ上ニ現レタル秩序破壊ノ行爲ニ出デタ場合ニノミ適用サレルノデアリマシテ、親分乾兒ノ關係若クハ金貸ト金ヲ借りテ居ル人間トノ關係、若クハ親族關係ト云フヤウナ特殊ノ關係ノ者ガ後ロニ控ヘテ居ル爲ニ、其後ロニ控ヘテ居ル者ニ利害關係ヲ及ボスト云フ關係上眞ノ陳述ヲシヤウニモスルコトガ出來ヌト云フ場合ガ屢々アル、サウ云フ場合合ニ、如何ニシテ裁判長ガ法廷ノ秩序警察權ノ行使ヲ爲スカト云フコトハ、想像ノ出來ナイ事デアリマスガ、私ハ此場合ヲ想像致シマスルト、傍聴人タル或ル一部ノ者モ退庭セシムルコトノ出來ル、特別規定ヲ必要トスルト云フコトヲ痛切ニ感ジマスルノデアリマスガ、前會ノ政府委員ノ御説明ハ、私ノ間ニ對シテ能ク分リマセヌガ、私ノ意見ニ御同意下サルコトヲ希望致シマス

○林政府委員 只今ノ御尋ノヤウナ事實ガ頻繁ニアルト致マスレバ、ソレニ付テ特別ノ規定ヲ設ケルノモ一ツノ考デアルト存ジマスルガ、當局ノ見ル所ニ依ルト、法廷警察權ノ運用ニ於テ、實際多クノ差支ヲ生ジナイト云フ考ヲ持テ居リマス、今御話ノヤウナ場合ニ、親分ナリ何ナリガ傍聴席ニ控ヘテ居サテ、肩ヲ聾カシテ居サテ、被告人ガ見レバ睨付ケルト云フコトガアレバ、法廷警察權デ退庭ヲ命ゼララウトニアリマスガ、大概サウ云フヤウナ事柄ニナルデアラウト思ヒマス、而シテ實際ニ於テ現行ノ構成法ノ運用デ旨ク行クコト、考ヘテ居リマス

○森下委員 私ノ申シタ中ニ、後ロニ控ヘテ居ル者ガ睨ンデ居ルト申シタノデ、其言葉尻ガ形ニ現レタヤウニ政府委員ガ御聽取ニナツカ分リマセヌガ、私ハ後ロニ控ヘテ居ル者ガ、親分乾兒ノ關係、家主ト借家人ノ關係、若クハ親族關係等ノアル者ガ後ロニ控ヘテ居ルト、供述ヲ爲ス者ノ心理狀態ガ、後ロカラ睨ミヲ利カシテ居ルカラト云フコトヲ形容シテ申上グタノデアリマス、斯ウ云フ場合ニ如何ニシテ法廷ノ秩序維持權ノ行使ガ出來マスカ、斯ウ云フ事ヲ想像スレバ、裁判所構成法ノ適用ヲスル場合ガ無イト思ヒマス

○林政府委員 只今ノヤウナ場合ニ付キマシテハ、十分考慮スル必要ガアルト思ヒマス、刑事訴訟法ノ中ニ入ルベキ規定デ無イヤウニ思ヒマス、此問題ハ考慮スルコトニ致シマシテ、刑事訴訟法トハ關係ノ無イヤウニ致シタイト思ヒマス

○森下委員 今政府委員ノ御説明ニ、構成法ノ規定タト云
事デアリマスガ、傍聴ヲ全部禁ズル、サウ云フコトデナク必
或ル特殊關係ノ者ニ對シテ退廷ヲ命ズルト云フ場合ニハ、
必シモ構成法ニ依ルモノデナイト思フ、裁判所構成法ニ依
レバ、裁判所ノ構成ヲ爲スベキ機關ト云フモノハ、其機關ニ
關スル規定ハアルデアリマセウケレドモ、傍聴人ニモ一部
ノ退廷ヲ命ズルト云フコトハ、何モ構成法ノ管轄ニ屬スル
モノデナイト思フ、是ハ意見ノ相違ト御考ニナルカ知レマ
セヌガ、率直ニ考ヘテ刑事訴訟法ノ規定ニ屬スベキモノト
思フ、既ニ刑事訴訟法ノ規定ニ屬スベキモノト云フコトヲ附加
大ニ考慮ベキ事實ガアルト云フ御意見ヲ拜聽致シマシタ
以上ハ、茲ニ又被告人ノ退廷ト云フコトガアル意味ニ於テ、
傍聴人ニ對シテ二二ノ者ヲ退廷ヲ命ズルト云フコトヲ附加
ヘルト云フコトハ、之ニ同意下サツテモ何等差支ナイト思フ
ノデアリマス、ソレカラ傍聴人ガ不當ノ言動ヲスルトカ、
○林政府委員 御承知ノ通り現行ノ構成法ト刑事訴訟法ト
何所ニ規定スベキ事項ノ分界ヲ取ッテ居ルカト云フト構成
法ノ方ハ裁判所ノ構成其モノニ付テノ規定ノミデハアリマ
セヌ、事物ノ管轄ノ事ハ、全部構成法ニ原則的ニ書イテアリマ
ス、ソレカラ裁判ノ公開密行ト云フヤウナ事モ構成法ニ
書イテアリマス、ソレカラ傍聴人ガ不當ノ言動ヲスルトカ、
或ハ相當ノ衣服ヲ纏ハヌトカ云フヤウナ場合ニ、法廷警察
權デ退廷ヲ命ズルヤウナ場合モ構成法ニ書イテアリマス、
左様ナ立前カラ申スト、傍聴人ヲ退廷スベキ理由ヲ擴張シ
マスコトデスカラ矢張現行法ノ立前ヲ襲踏シマスレバ、構
成法ニ行クノガ相當デアルト思フ、理論トシテハ今言ハレ
タ御話ニ付テ、別ニ意見ヲ持ッテ居ルノデハアリマセヌ、現
行法ノ立前ガサウナツテ居ルカラ、此立前ヲ破壊スル必要ハ
無イ、構成法ノ方ニ譲ル方ガ宜シクハナイカト斯ウ云フコ
トヲ申上ゲタノデアリマス
○森下委員 此上ハ意見ノ相違デアリマス、兎ニ角私ノ憂
フルノハ事實ノ眞相ヲ闡明スルニ、成ベク適當ナ方法ヲ完
備セシメタイト云フ考デアリマスガ、ソレニ對シテ政府委
員ガ相當考慮ヲ運ラシ下サルト云フナラバ満足致シマス
○禱委員 私ノ先ノ質問ハマダ諒解致シマセヌガ、三百四
十五條ニ付テ直接審理ヲ原則トスル、其原則ニ對スル例外
ダ、斯ウ云フヤウニ實ハ心得テ居リマス、其例外ハ嚴格ニ解
釋シナケレバナラヌ必要上、此規定ノ半面ノ法令ニ依ラテ作
製シタル訊問調書デナケレバ、證據トスルコトガ出來ナイ、
此訊問ハ法令ニ依ラテ作製シタル訊問ハ證據ニシテ、其他ノ
モノハ皆ナ直接審理デナケレバナラヌ解説スベキモノノデ
ハナカラウカ、隨テ此訊問調書ニ無クテモ、裁判所即チ豫審
判事ノ作製シタモノニアッテモ、檢事ガ作製シタモノモ、ソ

○林政府委員 是迄問題トモナリ且ツ大ニ攻究スルコトヲ
要シマシタノハ、要スルニ人ノ供述ヲ書イタ書面、其書面ニ
付テ色々ノ問題ガ起リマス、ソレデアリマスカラ三百四十五
條ハ、被告人其他ノ者ノ供述シタモノノラ錄取シタル書類
ト云フコトヲ唱ヘマシテ、サウ云フ書類ニ關シテハ、法令ニ
依ツテ作製シタ訊問調書以外ノモノハ證據トナラナイ、斯
云フ原則ヲ明ニシマシテ、聽取書ノ如キモノヲ除外シマシ
タ、併ナガラ檢證調書ノ如キモノハ、現場ニ必要ナル事實ノ
アツタトキニ比較的近ク調べマシテ、其事實ヲ有ノ儘ニ書イ
タ書類デアリマスカラ、之ニ付テ信用ヲ置ケスト云フ問題
ハ從來餘リ起リマセヌ、唯タ裁判所ガ判断ノ資料トシマス
場合ニハ、ソレデハ不十分ダト云フ場合ハアルノデスガ、サ
ウ云フ場合ニハ、無論裁判所ガ真相ヲ發見スル爲ニ自ラ行
テ、檢證ヲ發見スルト云フコトハ必要デアリマスガ、前ノ檢
證調書ダケテ明白デ、更ニ態々行ツテ視ル必要ガ無イト居フ
場合ニ於テハ、其調書ノ證據ニ取ルト云フコトハ妨ゲナ
ト考ヘテ居リマス、本案モ其趣意デ出來テ居リマス
○禱委員 ソレナラバ司法警察官ガ檢證フシテ、此百二十
三條若クハ現行犯以外ノ場合ニ於テモ、證據トスルコトガ
出來ルノデアリマスカ
○林政府委員 司法警察官ニ檢證ヲ許ス場合ハ極メテ少ナ
イ場合デアリマスガ、併ナガラ別ニ許シタ場合デアツテ、其
手續ガ法律ニ違背シテ居ラスナラバ、ゾレハ證據力ガゴザ
イマス
○禱委員 モウ一遍伺ヒマス、此刑事訴訟法ノ趣旨カラ考
ヘマスレバ、直接裁判所ガ審理ヲシタモノニ依ツテ判断ヲス
ルノガ、原則トナツテ居ル、三百四十五條ト云フモノハ其例
外ダト認メテ居タガ、此三百四十五條ハサウ云フ關係ニ立
ツテ居ル條文デハナイ、寧ロ訊問調書ニ對スル原則ヲ定メタ
モノト伺テ宜シノイデアリマスカ
○林政府委員 直接審理ト云フ事ハ、無論審理ニ付テノ理
想ニナツテ居リマスガ、之ヲ徹底スルト云フコトハ、實際ニ
於テ困難デアリマス、又必要デナイ場合モアリマスノデ、ソ
レ故ニ本案ニ於テハ、直接審理ヲ何所迄モ徹底シナケレバ
ナラスト云フ主義ハ孰ツテ居リマセヌ、ソコデ三百四十五條
ハ總テノ書類ニ付テノ規定デハナイノデアリマス、人ノ供
述ヲ錄取シタル所ノ書類ニ付テノ規定デアリマス
○禱委員 八十二條ノ例ノ此期間ノ適用ヲナスベキ場合ヲ
御答ニナツテ居リマスカ
○鵜澤委員長 ナツテ居リマス
○林政府委員 八十二條ノ猶豫期間ハ、一般ノ法定期間ハ
ハナカラウカト思ヒマスガ、其點ヲ伺ヒタイ

適用ヲ受クルコトニナシテ居リマス、唯々特殊ノ即チ判決ニ於
言渡ヲ受ケテ、判決ニ對スル不服ノ申立ヲスルヤウナ場合
ニハ、其性質ト適用ヲ除外スルト云フコトニナリマス、サウ
云フ特殊ノモノ以外ニ於テハ、此法律ニ依テ定メタ法定期
間ニハ、總テ適用ガ出來ルト云フコトニナリマス、ソレハド
サウ云フ場合カト云フト、條文ヲ見ルト明瞭デアリマス、其旨
ヲ昨日御答シテ御諒解ヲ得タ譯デアリマス

○宮古委員 此四百四十四條ニ關シテ、是ハ上告裁判ニ於
テ辯論ヲ聽カナイデ判決ヲスルト云フノデアリマスガ、此
改正案デ四百十四條乃至四百十六條ノ規定ヲ設ケテ、サウ
シテ今迄ノ上告裁判所ノ權限ヨリモ非常ニ範囲ヲ擴張シタ
ト云フ事ハ、如何ニモ結構ナルモノアルト信ズルノデアリ
マスガ、併ナガラ大半ノ利益ヲ失テシマウノデナカト云
フ事ヲ氣遣フ、四百四十四條ニ於テ「上告裁判所第四百四
條乃至四百六十六條ニ規定スル事由ナキコト明白ナリト認メ
ルトキハ其點ニ付辯論ヲ聽カズシテ判決ヲ爲スコトヲ得」
ト云フ規定ガアリマス「明白ナリト認メルトキハ」トアリマ
スガ、明白デ有ル無イハ固ヨリ上告裁判所ガ認メル譯デア
リマスガ、明白ト上告裁判所ガ認メマシニ付辯論ヲ聽カナイ、
今迄ノ現行法ニ於テハ辯論ヲ聽カナイデ判決スルト云フコ
トニナシテ居リマセヌ、コ、テ辯論ヲ聽カナイデ判決モ宜イト云
フコトニナレバ、辯論ガ輕々シク——書面ニ書イテアッテモ
辯論スルト云フト、大ニ發明スル場合ガ度々アリマス、唯々
書面ダケデハハキリシナイガ、辯論ヲ聽イテ初テ能ク分ル
ト云フコトモ度々アリマス、辯論ヲ聽イテ判決スルト
云フコトハ、甚ダ好クナイ結果ニナリハシナイカト思ヒマ
ス、サウシテ四百十四條乃至四百六十六條ノ規定ヲ設ケタノ
トアリマスカラ、之ニ關シテハ矢張辯論ヲ聽イテ判決スル
ト云フコトニシマセヌト、上告裁判所が明白ナリト認メル場
合ニハ救濟ノ途方無イ、之ニ對シテ抗告ガ出來ルトカ、上訴
ガ出來ルト云フコトガ出來ナイカラ、サウスルト辯護人ノ
方デ見レバ……

○鶴澤委員長 宮古君、説明ヲ省イテ……

○宮古委員 如何ニ理由ガ有ルテモ無クモ裁判所デ理由
ガ無イコトガ明白ニナルト、最早其判決デ却下サレルト云
フコトニナル、是ハ矢張外ト同ジヤウニシテ、矢張辯論ヲ聽
イテ判決スルコトニシタ方ガ、折角ノ改正案ノ趣旨ヲ徹底
スルノ意株ニナリハシナイカト思ヒマス、サウ改メルノガ
適當デナカト思ヒマスガ、ソレデハ困ルト云フ何カ理由
ガアリマスカ

○林政府委員 四百十四條ノ場合ハ、誰ガ見テモ理由ガ無
イ判断スル場合デアリマス、總テ辯論ヲ開クトナルト、御承
知ノ通リ上告ト云フコトハ、辯護人ト云フヤウナ法律上ノ

知識ノアル人ノミガ出スモノ、ミデアリマセヌ、隨分被害
人デ分ラナイ事ヲゴタ——書イテ出スヤウナコトモアリマ
ス、此法律ガ通過シタ後ニハ、サウ云フ事ガ頻繁ニ起ルト思
ヒマス、サウ云フ場合ニ一々公判ヲ開イテ審理ヲシナケレ
バナラヌト云フコトハ、何ノ利益モ無イト思ヒマス、又到底
大審院トシテハヤリ切レナインデアリマスカラ、此法文ハ
實際上必要デアリマスシ、而シテ此通リニシテ何等ノ弊害
ハ無イ事ト思ヒマス

○宮古委員 前此ニ御尋シタノデアリマスガ、第二百八十三
條ノ時效ノ問題デアリマス、刑法ヲ取調ベマスト、十年以下
ト云フノガ非常ニ澤山アリマス、五年以下モ非常ニ澤山アリ
マス、試ニ調べマスト、十年以下ト云フノハ七十七條、七十
八條、八十八條、九十條、百一條、百六條、百十條、百十一條、百
十四條、百二十條、百二十一條、百三十八條、百四十七條、百五
十五條、百六十二條、百六十三條、百六十九條、百九十七條、
二百四十條、二百四十五條、二百四十八條、二百五十三條、二
百五六十條、是ダケアリマス、又五年以下ヲ見ルト、是ハ十年
以下ヨリ少い、七十四條、九十三條、九十九條、百條、百三十
一條、百三十七條、百五十三條、百五十九條、百六十五條、百
九十一條、二百十三條、二百十八條、二百二十四條、二百二十
七條、二百四十六條、二百四十九條、是ダケアリマス、ソコデ
今度ノ規定ニ依ルト十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付
テハ、五年ト云フコトニナシテ居リマスカラ、之ヲ現行法ト
併セテ見マスルト、十年以下ト云フノハ十年未滿ノ方ニ入
リマセヌカラ、十年以上ニ入りマスカラ七年ノ時效ト云フ
コトニナル、ソレカラ五年以下ハ五年未滿ノ分ガ三年ト云
フモノニ入りマセヌデ、十年未滿ノ五年ト云フコトニ入ル
コトニナシテ居リマス、サウスルト五年以下十年以下ト云フ
書方ト、五年未滿十年未滿ト云フ書方ト、僅カ日ノ違デアル
ニ拘ラズ、時效ノ方カラ申スト二年違フト云フコトニナル
ソコデ五年以下ト云フヤッガ十年未滿ノ方ニ入ッテ、五年ノ
時效ト云フコトニナルガ、五年ハ五年迄ニ足リマセヌ、十日
デモ二十日デモ足リマセヌト、三年ト云フコトニナリマス、
僅カナ所デ二年ノ時效ガ違フト云フコトニナシテ、甚ダ不明
シイト云フコトニシタノデアリマスカラシテ、詰リ四年ト
十一箇月ト云フヤウナモノデアッテモ、是ハ三年デ宜シト
云フコトニ見タ譯デアリマスカラ、サウスレバ五年ト云フ
モノニ達シテ居ル方、即チ五年以下ト云フ分ニ對シテモ、矢
張三年デ宜シイモノデナカラウカト思ヒマス、ソレカラ十
年以下ト云フコトモ、刑法ノ書方ハ大抵以下ト云フコトニ
ナシテ「未滿」ト云フ文字ハ體刑ニハ殆ドアリマセヌ、唯々勾
留ノ事ニ付テ三十日未滿ト云フコトガ書イテアリマスガ

ソレダケヲ以テアトハ「未滿」ノ文字ハツモ使ハナイデ、
以下ト云フノガ主テ、時々「以上」ト云フノガアルダケデ
アリマス、斯ウ云フ風デアリマスカラ、此釣合ヲ取ル以上ハ、
二百八十三條ハ「五年未滿」ト云フノヲ「五年以下」ト改メ、
「十年未滿」ト云フノハ「十年以下」ト改メ「十年以上」ト云
フノヲ「十年ヲ超ユル」ト改メル方ガ適當デナカト思ヒマ
ス、サモナイト今申ス通り、少イモノデ不公平ニナリハシナ
イカト思ヒマス、之ヲ斯ウ改メルコトニシタ方ガ適當ト思
ヒマスガ、如何デスカ

○林政府委員 政府ハソレハ適當デナイト考ヘテ居リマス、
其理由ハ今御話ニナシタ、例ヘバ三號ノ場合ニ付テ考ヘテモ、
十年ノ刑ニ處セラレル罪ハソレダケ罪質ガ重イノデアリマ
スカラ、隨テ時効ノ期間ヲ長クスルト云フコトハ當然ト思
ヒマス、兎ニ角現行法ニ付テハ、例ヘバ窃盜ト云フ時效期
間ハ十年トナシテ居リマス、本案ニ於テハ七年ト改メタノデ
アリマスガ、今ノ御説ノヤウニナルト、窃盜ノ時效期間ハ五
年ト云フコトニナル、現行法ガ十年ニシテ居ルノヲ五年ニ
スルト云フコトハ、實際上カラ考ヘテ適當デナイト思ヒマ
ス、故ニ御意見ニハ同意ヲ致シ兼ネマス

○黒住委員 質問終了ノ動議ヲ提出致シマス

○鶴澤委員長 質問ハ是ニテ終了致シマシタ、ソレデ明日
ノ午前中ニ修正ガアレバ其修正ヲ聽イテ決議ヲ致シタ
思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○鶴澤委員長 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○鶴澤委員長 ソレデハ左様ニ致シマス、午後二時カラ陪
審法ノ委員會ヲ開キマス

○鶴澤委員長 午後零時五十一分休憩

○鶴澤委員長 ソレデハ午前ニ致シマス、午後二時カラ陪
審法ノ委員會ヲ開キマス

○鶴澤委員長 午後二時三十八分開議

○鶴澤委員長 ソレデハ午前ニ引續キ刑事訴訟法案ノ小委
員會ヲ開キマス、第四章抗告第四百五十八條——第四百五
十九條——第四百六十條——第四百六十一條——第四百六
十二條——第四百六十三條——第四百六十四條——第四
百六十五條——第四百六十六條——第四百六十七條——第
四百六十八條——第四百六十九條——第四百七十條——第
四百七十一條——第四百七十二條——第四百七十三條——第
四百七十四條——第四百七十五條——第四百七十六條——第
一寸政府委員ニ承リマスガ、此抗告ハ是ハ矢張上訴ノ中
ニ達入ルノデスカ、這入ラヌノデスカ

○山岡政府委員 上訴ノ矢張一ツノ方法デアリマス
得、トアテ是ハ上訴ノ中ニ達入テ居リマスナ

クニ、漏スコトナク總テノ場合ヲ網羅シテ、遺算ナキヲ期ス

ルヤウニ致シタ次第アリマス、ソレ故ニ斯ノ如ク多クナ

リマスシ、又規定モ錯雜ニナッタ譯アリマス

○鶴澤委員長 モウ一點、宮古君ノ御質問ノ四百八十九條

ニ關聯シテ居リマスガ、是ハ先程山岡政府委員ノ御説明ノ

如ク本案ノ第四百三條ニ於テ「控訴裁判所ハ前條及第四百

四條ノ場合ヲ除ク外被告事件ニ付判決ヲ爲スヘシ」此意味

ニ於テ控訴ニ付テハ成ベク覆審ノ趣旨ヲ貫カシコトヲ期ス

ト云フコトニ依テト、斯ウ云フ風ニ了解シテ宜シウゴザイ

マスカ

○山岡政府委員 其通リデアリマス

○宮古委員 此四百八十六條ノ第五デスガ、政府委員ノ御

答ニ依ルト、此文句デハ「了解シ惡イト思ヒマス、「有罪ノ言

渡ヲ受ケタル者ニ對シ無罪若ハ免訴ヲ言渡スベキ刑ノ言渡

ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡スベキ又ハ原判決ニ

於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムベキ明確ナル證據ヲ新ニ

發見シタルトキ「斯ウナラナケレバ判然シナイト思ヒマス、

言渡ト言フノハ何所ニ掛リマスカ分リマセスケレドモ、私

ノ言フノト趣意ガ同ジデアッタラ、斯様ニ修正ラシタラ宜カ

ラウト思ヒマス

○山岡政府委員 別ニ差支ハカラウト思ヒマス

○鶴澤委員長 第六編非常上告、第五百十八條——第五百

十九條——第五百二十條——第五百二十一條——第五百一

十二條

○宮古委員 第五百二十二條ニ非常上告ヲ理由アリトス

ルトキハ左ノ區別ニ從ヒ判決ヲ爲スベシ、原判決法令ニ

違反シタルトキハ其違反シタル部分ヲ破毀ス但シ原判決被

告人ノ爲メ不利益ナルトキハ之ヲ破毀シ被告事件ニ付判決

ヲ爲ス」是ハドウ云フ趣意デアリマスカ、判決ヲスルト云フ

コトデハ不都合ガアッテ斯ウ云フ風ニ區別ヲ立テタノデア

リマスカ

○山岡政府委員 此點ガ上告ノ根本義デアリマス、上告ナ

ルモノハ法ノ適用違背ヲ正シマシテ、將來ニ於ケル司法ニ

範ヲ示シテ、再び誤ナカラシムル爲ニスルノデアリマシテ、

法律ノ利益ノ爲ニスルニ外ナラヌノデアリマス、故ニ唯其

違反シタル部分ヲ破毀シサヘスレバ、ソレデ此非常上告ノ

目的ガ貫カレル譯デアリマス、ソニデ事件ニ付テ判決ヲ爲

ス場合ニハ被告人ノ爲ニ判決ガ不利益デアッタ時分ダケ、被

告事件ニ付テ更ニ判決ヲ爲スノデアリマス、是ハ即チ例外

ニ屬スルノデアリマス其趣旨ハ假令確定シタル判決ト雖モ、

審理ノ結果、違法官アッテ被告人ノ不利益ノ時ニハ、之ヲ救

濟スルト云フノガ、法律ノ利益ノ爲ニ、又手續ノ場合ニ於

テ副産物ト言ウテモ宜カラウト思ヒマス、其利益ヲ與ヘル

コトハ適當デアルト、斯ウ云フノデアリマス、故ニ被告人ニ更ニ爲ス判決ガ不利益ナル場合ニ於テハ、之ヲ爲スベキモノデナイ、再審ニナリマスト、被告人ニ不利益ナ爲ニ更ニ判決ヲスル、即チ事件ニ付テノ判決ヲスルノガ再審ノ目的デ、

非常上告ノ事件ニ付テ判決ヲ爲スニアラズシテ、法ノ利益

ノ爲ニ違背シタル處置ヲ破毀ル、斯ウ云フ次第アリマス

○宮古委員 法律適用ノ統一ヲ圖ルト云フ爲ニ破毀スル、

サウシテ適當ナル法律適用ヲ示ス譯デアリマセウガ、ソコ

デ被告人ノ爲ニ不利益デアルカドウカト云フコトヲ甄別ス

ル必要方起テ來ルノデアリマスガ、被告人ノ爲ニ不利益デ

アルカ否ヤト云フコトヲ飄別スルト云フコトハ、中々困難

ナ場合ガアリハシマセスカ、法律ノ適用ガ誤テ居ル又別ナ

法律ヲ以テモ矢張同ジ有罪デアルト云フヤウナ場合モアリ

マセウガ、サウ云フ場合ニハ、ドウ云フ風ニシテ被告人ノ利

益不利益ヲ見分ケルノデアリマセウカ

○山岡政府委員 此點ハ極ク單純デ、容易ク分ルノデアリ

マス、事件ノ内容ニ這入テ、實質上ノ利益不利益ヲ判断ス

ル事ニナリマスルト容易ニ分ラヌ、是ハ法律上カラ見タル

利益不利益ヲ見分ルノデアリマスカラ、適用條項ガ例ヘバ

占有得物ニ對シテ、横領罪ヲ適用スルトカ、竊盜罪ノ條文

ガ適用シテアッタスレバ、不利益デアルコトハ能ク分リマ

ス、又總則ノ場合ニ於テモサウデアル、例ヘバ牽連罪ヲ適用

スル場合ガソレデアル、一罪トシテ處斷スベキモノノデアル

ノヲ、併合罪トシテ處斷シテ過重刑ヲ言渡シタト云フ場合

ハ、是モ直ニ不利益ナルコトガ分リマス、斯ノ如クニシテ利

益不利益ヲ見ルノデアリマスカラ、極ク容易ク考ヘラレル

譯デアリマス

○宮古委員 多クノ場合ニ於テハ、利益不利益ハ分ルダラ

ウト思ヒマスガ、併シ若シ同ジ刑期ニ法令デアリマシク時

ニハ、ドウ云フ風ニシマスカ、何方ノ法令ヲ適用シテモ、例

ヘ五年以下ノ懲役ト云フコトニ處シヤウト云フ時ニハ、

ドウ云フ風ニ判斷スルノデアリマスカ

○山岡國務大臣 其點ニナリマスト、今日ノ訴訟法ノ解釋

ヲシテハ、利益ナリヤ不利益ナリヤハ刑ノ輕重ニ依ル、斯ウ

云フコトニナッテ居リマスノデ、此條文ニ付テハ今迄ハ例ガ

無イノデアリマスカラ、此解釋ハ今日マデノ他ノ例デハ、控

訴上告ニ於テハ利益不利益ヲ變更スルコトヲ得ズト云フア

トシテハ、利益ナリヤ不利益ナリヤハ刑ノ輕重ニ依ル、斯ウ

云フコトニナッテ居リマスノデ、此條文ニ付テハ今迄ハ例ガ

無イノデアリマスカラ、此解釋ハ今日マデノ他ノ例デハ、控

訴上告ニ於テハ利益不利益ヲ變更スルコトヲ得ズト云フア

トシテハ、利益ナリヤ不利益ナリヤハ刑ノ輕重ニ依ル、斯ウ

云フ場合、甲ノ法令デハ十年以下ノ刑ニ當ル、乙ノ法令デモ

亦十年ノ刑期ニ當ル、斯ウ云フ風ニ何方モ長期モ短期モ同

ジアルト云フ場合ガアッタ時ニハ、ソレダケテ判断スル譯

スルト云フコト、例ヘバ裁判

コトヲ先づ判断シテ、サウシテ竊盜ノ罪ト訴訟ノ罪ト云フ

スルト云フコトニアルト、何方ヲ採ルノデアリマスカ、裁判所ノ認ムル所ノ刑ノ量定ガ、即チ片一方ノ法令ニ依テ判決スルト云フコトガ、至當ト云フ場合ニハ、利益ニナルノデアル

カラ——所謂不利益ノ場合デアルカラ、破毀スルト云フノトジデアルト見タ場合ニハ、何方ニモ不利益デアルカラ

破毀ハスルガ、事件ニ付テノ判決ヲスル、斯ウ云フコトニナ

リマセウカ

○山岡政府委員 其點ハ前ニ述ベタヤウニ、實質ニ這入テ

ハドウモ變ヘラレナイ、法律的見解ノ下ニ判斷スルノデア

ルカラ、例ヘバ十年以下ノ懲役ニ處スルト云フコトデアリ

アリマスレバ、被告人ニ不利益ニハ行カナイ、詐欺ト

竊盜ハ全ク同一刑デアル、故ニ斯ノ如キ場合ニ於テ、不利益ナリトハ言ヘナイは法定刑ノ大體ノ基本デアル、而シ

テ處斷刑マデハ勿論斟酌サレテ居リマスガ、ソレ以上ハ斟酌サレテ居ナイ

リマセウカ

○山岡政府委員 其點ハ後日誤解ノナイヤウニシタイト思ヒマ

スガ、例ヘバ甲ノ法令ニ於テハ十年ニ相當スルガ、乙ノ法令ニ於テモ十年ニ相當スル、斯ウ云フ風ニ解釋ガ同ジデアッタ

被告訴人ニハ不利益ニナラヌサウ云フ場合ニモ、破毀シテ判決シナイト云フコトニナリマセウカ

○山岡政府委員 此點ハ此處ニ明ニシテ置イタ方ガ宜シ

ト思ヒマスカラ更ニ申上ゲマス、今日被告訴人ノ利益不利益

ヲ變更スルコトヲ得、得ズト云フ解釋ニ付テハ、議論トシテハ、例ヘバ竊盜ト詐欺ト比較スルト竊盜ノ方ガ不名譽デアル、ソレカラ強盜ト他ノソレニ相當ナル所ノ罪トヲ比較スルト、強盜ハ何トナク不都合ナ罪デアル、斯ウ云フヤウナ意味ニ於ケル變更ニ付テハ、被告人ニ不利益ナリト云フ譯ニハ行カナイ、斯様ナ解釋ヲ設シテ居ル、併シ是ハ一面ニハ罪ガ變レバ不利益デアル、斯ウ云フコトニ議論トシテハ言ヘナコトモナインデアル、併シ裁判例ニ於テ、總テ不利益ト云フ意味ハサウナツテ居ルノデアリマスカラ、茲ニ於ケル解釋モ自然其處ニ歸着スベキモノデアルト、斯ウ考ヘテ居リマス

コトデアレバ、ドチラカ被告人ニ不利益デアルカト云フ事
マデ判斷シナケレバ、刑期ダケニ依テハ判斷スルコトガ出
來ナイ、詐欺ト窃盜トヲ比ベルト、窃盜ハ不名譽デアル、ソ
レデ若シ窃盜ノ罪デ刑ニ處セラレテ居タナラバ、矢張破毀
シテ判決スル部類ニ屬スル、サウ云フ風ニスル如クニ受取
レマスガ、サウ云フコトニナレバ、餘程困難ニナリハシナイ
カト思ヒマスガ、何方ノ罪ガ不名譽デアルカト云フコトノ

判断ハ、中々容易ニ分ラヌコト、思ヒマス、人ニ依テ見方
ガ違ヒマセウト思ヒマスガ、サウ云フコトニ依テ破毀シテ
判決ヲスルト云フコトガ極マルト云フコトデアリマスガ、
ドウモ色々々ノ事件々々デ問題ガ起ルカモ知レヌ、唯刑ノ長
期及短期ガ同一デアレバ同ジコトデアルガ、ソレガ違ヘバ
一方ノ長期ニ直レバ被告ノ方ニ不利益デアリ、短期ニ直レ
バ利益ナコトデ、判決スルノニ拘ニ簡單ニ参リマスガ、ソレ
以上ニ色々々ナモノガアツテ、何方カ利益デアリ、又利益デア
ルト云フコトノ區別ハ中々容易デナカラウト思ヒマスガ、
立法ノ趣意ハ、今ノヤウニ罪質ニ依テ判断ヲシテ、利益不
利益ヲ極メルヤウナコトニナルノデスカ

○山岡政府委員 其點ハ私ガ申シタコトガ徹底シテ居ラヌ
ノデス、詰リ今日ノ不利益變更ト云フ解釋ハ、罪質ノ變更モ
爲シ得ルヤ否ヤト云フガ議論ニハナツテ居ルガ、併シ裁判例
ハ刑期ノミニ限ツテ、刑ヲ重クスレバ不利益デアル、輕クス
レバ利益デアル、斯ウ云フ解釋ニナッテ居リマスカラ、議論
ニハサウ云フコトモアリマスガ、今日ハ刑期ダケノ問題ニ
ナツテ居ルノデアリマスカラ、此法文ヲ解釋スルニモ、恐ラ
ク只今宮古君ノ末段ニ述ベラレタヤウニ、單純ニ解釋ラス
ルノデアラウト述ベタノデス

○鵜澤委員長 ソレナラ分ッテ居リマス

○鵜澤委員 非常上告ノ全體ニ付テ質問シテ置キタイコ
トガアリマス、此理由書ノ一番初ニモアリ、又政府委員モ初
ニ説明セラレマシタガ、「非常上告ヲ爲シ得ベキ範圍ヲ擴張
シ法律解釋ノ統一ヲ歸スル制度ノ趣旨ニ適合セシメ」ト云
フコトガアリマスゾレカラ五百二十三條ノ理由ノ説明ト
シテ「原判決又ハ訴訟手續ノ法令ニ違反シタル部分ヲ破毀
シテ自體ヲ破毀セズ而シテ破毀ノ效果ハ被告人ニ及バザ
ルヲ原則トス、是レ非常上告ノ目的ガ法律適用ノ統一ニ在
ルヲ以テナリ此原則ニ對スル例外ハ法令ニ違反シタル判決
ガ被告人ノ爲メ不利益ナルトキナリ」斯ウアリマスガ、全體
ニ非常上告ヲ認メテ、茲ニ第六編トシテ規定サレマシタノ
ハ、判決ノ統一殊ニ解釋ノ統一ト云フコトガ趣旨デアル、
斯ウ云フヤウニ了解サレルノデアリマス、併ナガラソレヲ
統一スル爲ニ、原判決ヲ破毀シタル場合ニ、若シ被告人ノ爲ニ不
利益ナル時ハ、例外トシテ、其被告事件ニ付テ裁判ヲスル、

即チ此一面ニ於テ法律ノ統一ヲ爲スト共ニ、尙被告個人ノ
利益ヲ圖フテ判決ヲスルノダラウト思フ、斯ウ云フ趣旨グラ
ウト思フ、所ガ之ニ反シテ被告ノ爲ニ、モト重キ罪ヲ科ス
レデ若シ窃盜ノ罪デ刑ニ處セラレテ居タナラバ、矢張破毀

シテ判決スル部類ニ屬スル、サウ云フ風ニスル如クニ受取
レマスガ、サウ云フコトニナレバ、餘程困難ニナリハシナイ
カト思ヒマスガ、何方ノ罪ガ不名譽デアルカト云フコトノ

判断ハ

ガ違ヒ

マセウト思ヒマスガ、サウ云フコトニ依テ破毀シテ

判決ヲスルト云フコトガ極マルト云フコトデアリマスガ、
ドウモ色々々ノ事件々々デ問題ガ起ルカモ知レヌ、唯刑ノ長
期及短期ガ同一デアレバ同ジコトデアルガ、ソレガ違ヘバ
一方ノ長期ニ直レバ被告ノ方ニ不利益デアリ、短期ニ直レ
バ利益ナコトデ、判決スルノニ拘ニ簡單ニ参リマスガ、ソレ
以上ニ色々々ナモノガアツテ、何方カ利益デアリ、又利益デア
ルト云フコトノ區別ハ中々容易デナカラウト思ヒマスガ、
立法ノ趣意ハ、今ノヤウニ罪質ニ依テ判断ヲシテ、利益不
利益ヲ極メルヤウナコトニナルノデスカ

○山岡政府委員 御述ベノ通りデアリマス

○鵜澤委員長 第七編略式手續、第五百二十五條——第五
百二十六條——第五百二十七條——第五百二十八條

○黒住委員 此略式手續ニ付キマシテ御尋ネ致シマス、勿
論大正二年ノ法律第二十號ノ刑事略式法ヲ持テ來ラレタ
モノト思フノデアリマスガ、簡易裁判手續アリマスカラ、
總テガ簡易ニ取扱ハレルノハ勿論デハゴザイマスガ、此簡
易ノ意味ニ於テ、五百二十八條ニハ三百六十三條ノ區裁判
所ニ於テ、徵役若クハ禁錮一年以下ノ刑ノ言渡又ハ刑ノ免
除ノ言渡ヲ爲ス場合ノ裁判書ト云フモノヲ一層簡易ニサレ
テ、即チ五百二十八條ニハ、罪トナルベキ事實、適用シタル
法令、科スベキ刑ダケヲ列ベテ宜イト云フコトニナル、手續
ハ簡易ハゴザイマスガ、私共ノ考デハ、裁判ハ國民ガ憚服
シテコソ裁判ノ威信ガアルノデアリマシテ、唯事實ヲ列ベ
テ、法令ヲ適用シ、罰金幾ラニ處スト云フダケデハ、處分ヲ
受ケタ方カラ見ルト甚ダ不満足デアル、ドウ云フ理由デド
ノ證據ニ依テ斯様ナ處分ヲ受ケルト云フコトガ判明シナ
イ、ソレハ結局裁判ノ威信ニモ關係スルコトニナル、サウシ
テ正式裁判ヲ仰グ者ガ多クナリハセヌカ、其他色々々事ガ
考ヘラレルノデアリマス、何故ニ此證據ノ説明ヲ御削リ
ニナツタノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○林政府委員 略式命令ノ請求ハ、公訴ノ提起ト同時ニヤ
ルコトニナツテ居リマスノデ、ソレヲヤル場合ニ、一々被告
ニ相談スルト云フコトハ、實際ニ於テモ困難デアリ、檢事
ガ適當ニ判斷シテヤリマスレバ、結果ニ於テハ支障ガ起ル
マイト思ヒマス

○黒住委員 ソレハ五百二十五條ヲ前提トシテノ御答辯

アリマスガ、私ハ此規定ハ甚ダ不満足デアル、ドウ云フ理由デド
ノ證據ニ依テ斯様ナ處分ヲ受ケルト云フコトガ判明シナ
イ、ソレハ結局裁判ノ威信ニモ關係スルコトニナル、サウシ
テ正式裁判ヲ仰グ者ガ多クナリハセヌカ、其他色々々事ガ
考ヘラレルノデアリマス、何故ニ此證據ノ説明ヲ御削リ
ニナツタノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○林政府委員 略式手續ハ其處分ガ極メテ輕ク、且ツ事件
ガ明瞭ノ場合ニ於テ行フ手續デアリマスカラ、其簡易手續
ヲ設ケタ精神カラ考ヘテモ、一々證據説明マデスルト云フ
コトハ、本來ノ趣旨ニ合ハヌコトニナルコト考ヘマス、ソレ
デ裁判書ニハ事實ト法令ノ適用、科スベキ刑ヲ書イテ、ソレ
ニ依テ如何ナル事實ニ基キ如何ナル法令ノ適用ヲ受ケタ
ルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判ヲ爲スヘシ「斯ウ云フ考ヲ
以テ、略式命令ヲ致サヌ、併シ被告人ノ方カラ見マスト、世
評ニ上ルコトガ甚ダ不名譽デアルガ爲ニ、此五百二十五條
ニ該當スル事案デアレバ、先づ進シテ被告人ノ方カラ簡易
手續ニ依テヤツテ貰ヒタイ、即チ略式命令ヲセシメテ適當
ナリト考ヘマスガ、何カソレハ弊害デモ起ルト云フ御考デ
アリマスカ

○林政府委員 其點ハ一ツノ御考トシテ承リマスガ、本案

ニ於テハ略式命令ニ付スルカドウカラ決スルニ付テハ、檢

事ハ無論被告ノ周圍ノ事情等ヲ研究シタ上デ致スノデア

リマスカラ、檢事ノ判斷ニ委ネテ、實際ノ結果ニ於テ、被告

人ガ其爲ニ遺憾ヲ感ズルコトハ断じテ無イ積リデアリマス

○黒住殿員 此五百二十五條ノ第四項デアリマス「裁判所
記本人ニ證本ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト看

ト考ヘマスガ、左様ノ御考ハ無イノデスカ
○林政府委員 其點ハ成程或事件ニ於テハ、サウ云フ御感
ジノ起ツタコトモアルカモ知レマセヌガ、略式手續ノ全體ト
ウト思フ、所ガ之ニ反シテ被告ノ爲ニ、モト重キ罪ヲ科ス
ルノガ適當デアラウト思ッタ場合ハ、ドウシテモノレハ被告
ノ利益ニ前判決デ歸シテ居リマスカラ、ソレニハ觸レナ
ト云フ趣旨ニ理解シテ宜シノデスカ

シテ考ヘテ見マスト、一々證據ヲ書クト云フコトハ、此手續
ヲ設ケタ本旨ニ合ハヌト考ヘマスカラ、矢張原案ノ儘然
ルベキコト、存ジマス

做ス其前項ニハ「略式命令ハ被告人ニ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲ス」斯様ニ前項ニハ被告人ニ裁判書ヲ送達スルト云フコトヲ定メテ置イテ、サウシテ書記ガ本人ニ謄本ヲ交付シタル場合ニモ送達シタルモノト看做ス、甚ダ是ハ手續ノ規定トシテハ錯綜スルヤウナ嫌ガアリマスガ、第四項ヲ削ルト何カ不都合ガ生ジマスカ

○林政府委員 第四項ハ略式手續ガ簡易訴訟手續デアルト云フ其性質カラ限レマシタ一ツノ簡易送達ノ方法デアリマス、被告人ガ裁判所ヘ來テ居ル、サウシテ裁判書ヲ書記カラ渡シタ、斯ウ云フ事ニナリマスレバ、必シモ一般ノ法則ニ從ツテ送達ヲスル必要ハアルマイト考ヘマス、被告人ハソレニ依ツテ十分略式命令ノ内容ヲ知ルコトガ出來ルノデアリマシテ、要スルニ送達セラレタト實際同ジ結果ヲ生ズルノミナラズ、或ハ實際的ニ考ヘレバ、本人ガ受取タノデアリマスカラ、送達以上ノ手續デアルトモ見エマス、サウシテ實際的ニ考ヘテ、極メテ簡易ノ方法ニナルノデアリマスカラ、矢張此手續ハ略式手續ヲ設ケタ精神ニ極メテ合フ筈デアルト考ヘマス

○黒住委員 私方此間ヲ發スルノハ、正式裁判ノ期間ノ開始ニ關係ヲ持ツカラデアリマス、寧ロ正式裁判ヲ請求スル被告ノ利益ノ爲ニ、第三項ダケデ事足ルヤウニ考ヘルノデアリマス、或ハ謄本ノ請求モ致シマセウガ、左様ニ事ハ正式裁判請求ノ期間ニ關シテ、危險ノヤウナ考ガ致スノデアリマス、何トナレバ、如何ニモ本人ガ取タノダカラ間違ガナ、寧ロ送達以上の的確ナモノデアル、議論トシテハ御尤デアルケレドモ、裁判所カラ裁判書ノ謄本ヲ受取タト云フコトカラ、直ニ期間ガ始マルト云フヤウナ觀念ハ、斯ウ云フ裁判ヲ受ケル者ニハ中々徹底シナイ、從來ノ習慣カラシテモ、執達吏ガ持ツテ來テ送達スルコトニナレバ、茲ニ期間ガ開始スルト云フ考ガ習慣上起リハシナイカ、隨テ被告人ガ不利益ヲ不識ノ間ニ蒙ルヤウナ事ガアリハシナイカ、ドウシテモ此規定ガ必要デアリマスカ

○林政府委員 送達ノ方ハ、一定ノ形式ヲ具備致シマスレバ、本人ガ知ラヌ場合デアッテモ、送達ノ效力ガ生ズルコトニナッテ居リマス、所ガ第四項ノ場合ハ、本人ガ自ラ受取ル場合デアリマスカラ、本人ノ利益ノ方面カラ考ヘテ見テ、第四項アルガ爲ニ不利益ト云フコトハ如何デアウカト思ヒマス、詰リ第四項ガアリマスレバ、本人ガ送達ヲ受ケテ、之ヲ知ツタ時カラ期間ヲ計算サレマス、送達ノ場合デアリマス、送達ノ事實ヲ本人ガ知ラズシテ期間ガ進行スル場合ガ起ル、故ニ之アルガ爲ニ不利益ト云フコトハ考ヘテ居リマセヌ

○宮古委員 五百二十五條ノ第四項ニ「裁判所書記本人ニ」ト書イテアリマスガ、是ハ被告人ト云フ意味デ、被告以外ノ代理人ニ交付シタル場合ハ、無効ト云ノボデアリマスカ

○林政府委員 本人以外ニ交付シタル場合ニ、送達ノ效力ハ全然認メマセヌ

○鶴澤委員長 第五百三十條——第五百三十一條——第五百三十二條

○宮古委員 五百三十二條ニ付テ伺ヒマス、私共ハ元來略式手續ニハ實際反對デス、略式手續ト云フコトハ、今迄弊害ガアリマシテ、成程政府委員ノ御説明ニ依ルト、如何ニモ簡易デ、被告人ガ却テ之ヲ喜ブ者ガアルデ、斯ウ云フコトガゴザイマシテ、一面ノ理窟ハ確カニ認メテ居リマスガ、併ナガラ又他ノ一面カラ考ヘルト、弊害ガ中々ニ多イ、其事ニ付テハ、過日一寸中上ゲテ置キマシタガ、實例ノ上デハ、科料ナリヲ受ケテシマッテ、其人ノ爲ニハソレデ宜シトシテ、ソレガ他ノ者ニ對スル證據トナル事ガ非常ニ澤山多簡易ノ手續デアル爲ニ、心ニモナイコトヲ言テ、罰金ナリ、科料ナリヲ受ケテシマッテ、其人ノ爲ニハソレデ宜シトシテ、ソレガ他ノ者ニ對スル證據トナル事ガ非常ニ澤山多イノデアッテ、選舉違反ノ事件ノ如キハ、度々サウ云フ事ニ遭遇致シマス、一方ノ方デ被告人或ル人ガ斯様ナ事實ヲ言テ、罰金ヲ受ケテ居ル、其人ノ刑ト云フモノハ、略式命令ニ依テ確定シテ居ルカラ、立派ナ證據デアルト云フコトヲ言テ居ル、他ノ事件ニ應用スルコトニ度々遭テ居リマス、サウ云フコトヲ見聞致シマスガ、全ク略式手續ハ弊害ガ多クテ、宜クナイト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレガ爲ニ辯護士協會ナドデモ、之ヲ除ク意見ニナッテ居リマス、別ケテ五百三十三條ノ「正式裁判ノ請求ハ之ヲ拋棄シ又ハ第一審ノ判決アル迄之ヲ取下クルコトヲ得」ト云フコトニ書イテ居リマスト、先づ被告人ガ拋棄スルコトガ勝手ニ出來ル、斯ウナッテ居ルノデアリマスガ、之ヲ度々檢事ガ濫用スルト云フノハ、檢事カラ申シマスト、自分ノ請求シタ略式手續ガ確定スルコトヲ望ムコトハ、人情上ニ已ムヲ得ヌコトデアラウト思ヒマス、正式裁判ヲ仰ガルコトハ、檢事ノ方カラ言タナラバ、餘り名譽デナイト云フコトニ考ヘルノガ無ソレハ檢事ガ略式命令ノ處分ニ對シテ、正式裁判ノ請求ヲ確定スルコトヲ勤誘スル上ニ於テ、非常ナ不都合ナ事ガ澤山アル、斯ウ云フ御話デアリマスガ、檢事が一體略式ノ命令ガ不利益ニナルコトガ多イト思ヒマスカラ、被告人ガ正式裁判ノ請求ヲ拋棄スルト云フ規定ダケヲ除キタイ、ソレニモ、期間内ニ正式裁判ヲ請求スルトシナイト、被告人ノ任意ニ委セテ、拋棄ト云フコトハ除イテシマウト云フ事ニ致シマスレバ、餘程其弊害ヲ除ケヤウト思ヒマスカラ、被告人ノ利害ノ爲ニト云フ御意見デアルカ知ラヌガ、却テ被告人ガ不利益ニナルコトガ多イト思ヒマスカラ、被告人ノ同意ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、政府ノ所見ハ如何デアリマスカ

○林政府委員 遺憾ナガラ御同意致シ難イノデアリマス、ソレハ檢事ガ略式命令ノ處分ニ對シテ、正式裁判ノ請求ヲ拋棄スルコトヲ勤誘スル上ニ於テ、非常ナ不都合ナ事ガ澤山アル、斯ウ云フ御話デアリマスガ、檢事が一體略式ノ命令ニ對シテ、正式裁判ノ拋棄ヲ勤誘スル必要ハアリマセヌ、サウ云フ次第ニ今日御述ベニナッタコトハ、私ハ事實トシテ認メル譯ニイキマセヌ、殊ニ是ハ前回ニモ申シタ通り、略式命令ノ拋棄ニ關シマシテ、當事者ノ便宜ヲ圖フテ、檢事局ニ於テ拋棄ノ書面ヲ作ツテ置イテ、サウシテソレヲ拋棄ノ場合ニ利用スルコトヲ許シタヤウナコトガアリマス爲ニ、色々ノ疑惑ヲ蒙シタト云フコトハ、私ハ信ジテ居リ

君ノ言ハレタヤウナ事實ハ、絶對ニ無イト私ハ信ジテ居リ年此點ハ訓令ヲ出シテ、斷ジテサウ云フ事ハヤラスヤウニシタ方ガ宜シシト云フコトニ致シマシタ、其以來ハ全クサウ云フ事ハナイ關係ニナッテ居リマス、殊ニ檢事ニ於テ宮古相当デアルケレドモ、五十四ニ負ケテヤラウト云フコトデ、マルデ日商人ノヤウニ負ケルノ負ケナイント云フコトデ言フ檢事ガ中ニアルサウデアリマスサウ云フ者ガアルモノデアリマスカラ、被告人ハ正式裁判ヲ仰グト、モト澤山

ス
ニ 権利トシテ 発生シタ後ニ於テ 處分スルコトハ 認メテ 宜シ
イ、此法文ノミデハゴザイマセス、上訴權ノ拋棄モ許シテアリ
マス、或ル場合ニ多少ノ弊ガアツタト云フコドヲ土壟トシ
テ 全體ヲ 動カスコトハ、ドウシテモ 同意シ難イ點デアリマ

○宮古委員　政府委員ハ力ナリミテハ、御詫び道に
見ラレマスガ、是ハ表面觀察デア、テ裏面觀察ハサウデナイ
訓令ヲ出サレタト云フ事テ洵ニ結構ニアリマスケレドモ、
逆モ訓令ヲ出シタカラト云々テ、總テノ検事ヲシテ其通りニ
行カシムルト云フコトハ、容易デナイコト、思ヒマス、ソレ
カラ尙ホ此上訴ノ場合、是ハ私ハ拋棄ヲ許シテモ差支ナ
イ

ソレハ上訴ノ場合ニ於テハ、控訴ナリ、上告ナリヲスルト云
フコトデ、其時ニハ事件ガ進行シテ居ル場合デアル、多ク辯
護人モ付イテ居ル場合デアリマスカラ、殊ニ裁判所ノヤル
コトデアリマスカラ、大シタ弊害ガ無イト思ヒマスガ、併シ

略式手續ノトキハ、検事ガヤル、検事ガヤルノデアリマスカラ、ドウモ検事が主タル役務トシテヤル、抛棄ノ處分ヲ執ラ、コトハ檢事がヤラレル、ソレデアリマスカラ、裁判所自ラヤルナラバ、宜シイカ知レヌト致シマシテモ、裁判所ト云フコトヨリハ、檢事が事實上ノ仕事ラシテ居ル、ソレデ檢事が被告人ニ向ツ、オ提是デ正式裁判ヲ仰ガムト云フコトニスル

ナラバ、刑ヲ此位ニシテヤルト云フヤウナ事ヲ言フノデ、又其裁判モ其通リニナルノデアリマスカラ、ドウモ是ハ上訴ノ場合トハ同ジニ見ラレマセヌカラ、上訴ノ場合ハ宜イ

ダケハ、此正式裁判ヲ仰グト云、フコトヲ拠棄スルト云フ規定定ヲ除ク方ガ、私ハ先づ弊害ノ點ヲ見タ上カラ、熱心ニ希望スルノデアリマス、ソレ以上ハ議論ニナルカラ申シマセヌ
○林政府委員 宮古君ノ御話ニ依ルト、檢事方非常ニ亂暴ナ事ヲシテ居ルヤウデアリマスガ、ドウモサウ云フ事ハ實

際ニアルマイト思フ、檢事ガサウ云フ事ヲスル必要モアル
マイト思ヒマス、併ナガラ若シサウ云フ事ガ萬一アッタス
レバ、ソレハ其檢事が不都合ナノデアリマシテ、若シ具體的
ノ事實ヲ御報告ヲ得レバ、相當ノ處置ヲシタイト思ヒマス、
殊ニ此法案ガ行ハレル際ニ於テハ、一脣其等ノ點ハ考慮ニ
置イテ、断ジテサウ云フ事ヲセヌヤウニ、責任ヲ持ツテ御答

シテ宜カラウト思ヒマス
○黒住委員 請求ノ拠棄ト取下トハ、ドウ云フ區別ガアリ
マスカ

○林政府委員 捣棄ノ方ハ請求書ヲ出サヌ中デ、取下ノ方
ハ一旦出シタノヲ下ケルノデアリマス
○鶴澤委員長 第五百三十三條——第五百三十四條——第
五百三十五條——略式手續ニ付テハ質問ハアリマセヌカ

ガアリハシナイカ、又弊害モ之ニ依テ起ル處ガアリハシナ
イカト思フノデアリマスガ、例へば七十歳以上ノ老人ニ對
シテ、刑ノ執行ヲ停止スルト云フヤウナコトガ、如何ナル七
十歳以上ノ老人ニ對シテモ適用セラル、ト云フナラバ、神
ハ弊害ガ起ラヌカ知レマセヌガ、或ル人ニハ執行ヲ停止ス
ル、或ル人ニハ執行スルト云フヤウナコトニナリマシテ、其
間ニ色々々ナ弊害ガ起リハシナイカト思ヒマスガ、是ハドウ
云フ標準ニ依テ致サレルノデアリマスガ、次ニ「受胎後百
五十日以上ナルトキ」トカ「分娩後六十日ヲ經過セサルト
キ」是等ハ總テ執行ヲ停止シテ宜カラウト思ヒマスガ、是ハ
總ニテ執行ヲ停止スルノデナイヤウニ認メナケレバナラズ

ノデアリマスカ、ソレカラ「其ノ他軍大ナル事由アルトキ」ト云フガアリマスガ、是ハドウ云フ事ヲ指スノデアリマスカ、モウ一つ伺ッテ置キタイノハ「刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ管轄スル地

方裁判所ノ検事ノ指揮ニ因リ「ト云フヤウナコトデ、何レ
ノ検事デモ宜シイヤウニ見エマスガ、検事ガ一人指揮者ニ
ナツタ場合ノ如キハ、其間ニ矛盾スルヤウナコトガ出来ハ
シナイデアリマセウカ、政府委員ノ御意見ヲ伺ヒタイ
○山岡政府委員 先づ第一ニ此條文ノ精神ハ、刑ノ執行ニ
執リマシテ、刑ノ要求スル所ノ意未ア過大ニ波告人ニ與フ

ベキモノデナイ、斯ウ云見地カラ此規定ハ出來テ居ル譯
デアリマス、ソレデアリマヌルカラ、受胎後百五十日以上デ
アルトカ、或ハ分晩後六十日ヲ經過セザルトキ、或ハ刑ノ執
行ニ依ツテ生命ヲ保ツ事が出來ナイト云フ場合ニハ、自由刑

ノ執行ヲ停止スルト云フ意味ニナルノデアリマス、即チ自由刑ノ執行ト云フコトヲ爲ス精神、其精神ニ過ギテ、其標準ヲ過重スル意味ノ時ニ於テハ、是ガ執行ヲ停止スル、新ウ云フ精神デ是ハ働くノデアリマス、故ニ七號ノ重大ナルト云フ事由ヲ付ケマシタノハ總テヲ總括シテ茲ニ其意味ガ見エ

ルノデアリマス、前ノ方ニ列記シタノハ重大ナル場合ノ例示デアリマス、故ニ七十歳以上デアレバ、如何ナル場合ニ停止スルヤト言ヘバ、自由刑ノ執行ガ、此者ニ對シテ自由刑ノ標準以上ニナル、特殊ノ影響ヲ與ヘルト云フ場合ニナリマスカラ、即チ老衰ノ程度ガ甚シクナツテ居ルト云フ場合ニ起ル問題デアリマス、テ標準ハ右申上ダタ標準デ停止スルノ

デアリ、然ラザレバ停止セズ、受胎後分晩後ト云フ問題ニナレバ、只今御説明ノ如ク、先ヅ斯ウナルデアラウト思フノデアリマス、唯併シ其状況ニ依リマシテ、分晩後ニテ回復ヲ

シテ、少シモ差支ナク仕事ヲシテ居ルト云フ者ヲ、強テ停止シテ置カニヤナラヌト云フ理由モナイノデアリマスガ、併シ大體ハ是等ハ御説ノ如クニナラウト思ヒマス、ゾレデ重ナル時ノ例示ハドウ云フ場合デアルカト、斯ウ云フ點デ

アリマスガ、是ハ一號カラ六號デ大體盡キテ居リマス、重大ナル場合ト云フノヲ舉ゲタノハ、要スルニ根本問題トシテ、自由刑ノ標準以上過大ナル影響ヲ與ヘシメナイト云フ爲ニ、如何ナル場合ガ出テモ停止スルト云フノデ舉ゲタノデ、此例トシテハ以上舉ゲタ例ガ即チ最モ適例ナノデ、尙ホドウ云フ事カ起キテ來ルカ、種々ナル事情カ起キヤウト思ヒマス、ソレカラ尙ホ根本ノ停止スル時ニアリマス、是ハ執行ノ指揮ヲ致シマスノハ、言渡シタ裁判所ノ檢事ガ指揮ヲ致シマス、執行ニ着手致シマス前ニ停止スル時ニ於テハ、其檢事ガヤルノガ普通デアリマス、所ガ執行指揮ヲ致シマスト云フト、其處ノ所在ニ於テ刑ヲ執行スルニ止マラズシテ、場所ヲ異ニスル場合ガ澤山出來マス、例ヘバ十二年以 上ト云フガ如キ事ニナレバ、達イ處ニ於テ執行ヲシナケレバナリマセヌ事情ニナツテ居ルノデアリマス、ソニデ執行ヲ指揮シタル裁判所ト云フコトノミニ限リテハ、甚ダ不便デアリマス、ニアリマスカラ、現在地ヲ管轄スル檢事ニ於テモ亦停止ガ出來ルト云フコトニ致シマシテ、其調和ト云フコトニナリマスレバ、判事ノ如ク獨立デアリマセヌデ、常ニ檢事一體デ活動致シマスカラ、其支障ハ起キテ來ナイト云フコトニナルノデアリマス

○黒住委員 ドウモ能ク分リマセヌガ、御説明自體ニ依テ

明デアル如ク、有ユルモノガ第一カラ第六マデニ茲ニ列舉シテアル、其他重大ナル事山ト云フコトガ、現ニ宮古君ノ質問ニ對シテモ事例ヲ御擧ゲニナレヌ位、先ヅ想像ガ付カヌノデアリマス、健康新スル場合トカ、回復スペカラザル不利益ヲ生ズルトカ、大概書イテアル、一方ニ於テ刑ヲ執行ヲ停止スルト云フコトハ任意ニナツテ居ル、サウンテ此ニ是定ガアル爲ニ間々世間ヨリ誤解ヲ受ケテ、即チ檢事若クハ當該監督官ニ對スル色々ノ非難ガ起キタリスル場合ハナカラウカト思フ、大概六迄デ私共ハ盡キテ居ルト思ヒマスガ、或ハ稀ニサウ云フ事ガ此他ニモアルカ知リマセヌガ、大概網羅シテアルト云フコトデアル、以上ハ列舉主義ヲ取テ是レヽハ停止スルト云フ風ニナセタ方ガ私ガ心配スルヤウナ問題ガ起テスト云フ考ヲ有ツテ居リマスガ、如何デアリマセウ

○山岡政府委員 其點ハ一方カラ見マスト、現行法ノ立場ハ先づ大體御説ノ通リデアリマシテ、極ク特別ナル場合ヲ四ツダケ列記致シテ居リマス、デ斯ウ云フヤウニナリマスト、定ニ單純デ宜シイノデス、併シ此案ノ精神ハ、非常ニ擴張致シマシテ、現行法ヨリモ列記スル範圍ガ非常ニ廣イノデ、斯ウ廣クナツデ來マスト、左ノ場合ニ於テハ停止スペシト、假ニ六號マデノ場合ヲ舉ゲマシテモ、不都合ナ場合ガ起

ル例ヘバ五號ノ場合ニ、刑ノ執行ニ因ツテ回復スペカラザル不利益ヲ生ズルカドウカ、場合ニ依ル兩者ヲ比較シテ考ヘテ見テ執行シナケレバナラヌ場合モ起ル、又七十歳以上ニ致シテモ其通リデ、若シ七十歳以上ハ停止スベシト云シテ、場所ヲ異ニスル場合ガ澤山出來マス、例ヘバ十二年以 上ト云フガ如キ事ニナレバ、達イ處ニ於テ執行ヲシナケレバナリマセヌ事情ニナツテ居ルノデアリマス、ソニデ執行ヲ指揮シタル裁判所ト云フコトノミニ限リマシテモ、不利益ヲ生ズル處ハナイガ、如何ニモ其場合ニ於テ事情切迫シタル事ガアル、斯ウ云フ場合ニ於テハ、停止スルノガ相當デアリマス、例ヘバ外國ニ居ルトカ、或ハ其他外國ニ行クトカ、回復スペカラザル不利益デアルト云フ事ハ言ヘナイ、併シ其事情タルヤ、ドウモ執行スルヨリモ或間ダケ停止シテ置イタ方ガ宜イト云フ事情モナイトハ申サレマセヌ、サウ云フ次第デアリマスカラ、六號マデニ限リマシテモ、矢張「ベシ」ト云フ譯ニハ參リマセヌ、矢張認定ノ問題ニシナケレバナラヌノデアリマスカラ、其他重大ナルト云フコトヲ掲ゲマシテ、前記ノ程度デアルナラバ、矢張之ヲ停止スルト云フ方ガ至當ト考慮致シタ譯デアリマス

○鶴澤委員長 此第五百四十八條ニ付テ伺、テ置キタイト

思ヒマスノハ、檢事ガ刑ノ執行ヲ指揮スルト云フ事ハ、一方

カラ中シマスト、起訴官ノ勘ラスルモノデアリマスカラ、少シク皮肉ノヤウナ感ヲ起スノデアリマスガ、何カ此點ニ以テハ監督局ナリ、司法省ノ他ノ局ニ於テ執行ニ對スル特

別ノ監督ヲシテ、檢事カラ離シテ此法案ノ運用ヲスルヤウニ、此法案ニハ檢事トナツテ居リマスガ、斯ノ如キ運用コ當ルヤウナ事ヲ政府ニ於テ御考ニナツテ居ル事實ガアリマセウカ

○山岡政府委員 其點ニ付キマシテハ、執行問題ニ付テ特別ナル機關ヲシテ爲サシメルト云フコトハ、未ダ議ニ上ッテ

ニ財産隠匿等ノ爲ニ相續開始ヲシテ、相續財産カラ之ヲ執行スル云

フ場合ト、法人犯罪ニ對シテ其法人ノ消滅シタ場合ニ、法人ガ、自然ニ相續開始ヲシテ、相續財産カラ之ヲ執行スル云

ガ、自然ニ相續開始ヲシテ、相續財産カラ之ヲ執行スル云

ト、合併ニ依テ消滅スレバ、其合併シタル後ノ法人ニ對シテ

執行ヲスル、斯ウ云フ風ニ調子ヲ合セマシテ、合併シナサイデ

ノハ、鬼三角既ニ合法思想ニ基イタ時代ニ於テ、其思想ヲ受

ケテ制定セラレテ居リマスカラ、一般ニ於テ刑制度ト云

フモノハ相當研究ヲシナケレバ、其合併シタル後ノ法人ニ對シテ

執行ヲスル、斯ウ云フ風ニ調子ヲ合セマシテ、合併シナサイデ

法人ガ消滅シテシマツタ場合ニ付キマシテハ、是ハ御承知ノ通リ前ニ法人ニ對スル科刑ニ付テ其刑ヲ免レル爲ニ法人ヲ

ノ取レナイヤウナ事ハアリスマイカ

○山岡政府委員 其場合ニ付キマシテハ、相續開始ガ死亡以外デアリマスト云フ、五百五十六條ノ二項ニ於テ執行

ヲシテ參リマス、ソレト同様ナ勘キデ、五百五十七條ニナル

ト、合併ニ依テ消滅スレバ、其合併シタル後ノ法人ニ對シテ

執行ヲスル、斯ウ云フ風ニ調子ヲ合セマシテ、合併シナサイデ

法人ガ消滅シテシマツタ場合ニ付キマシテハ、是ハ御承知ノ通リ前ニ法人ニ對スル科刑ニ付テ其刑ヲ免レル爲ニ法人ヲ

ノ取レナイヤウナ事ハアリスマイカ

○鶴澤委員長 モウ一點承ッテ置キタイノデアリマスガ、此確定判決ニ依ル債務名義ニ依テ、何レ五百五十六條モ、五

百五十七條モ執行サレルコトニナルト思ヒマスガ、是モ今

度政府ノ提案ニナツテ居ル破産法ノ條項ト何等カノ影響ガ

アリ、且ツ之ヲ破産ノ或ル種類ノ權利トシテ請求スル途ヲ

開イテアリマセウカ

○林政府委員 今破産法案ヲ手ニ持テ居リマセヌカラ、條

文ヲ舉ゲルコトハ出來マセスガ、ゾレ等ノ點ハ破産法案ニ

規定ガゴザイマシタヤウデアリマス

○鶴澤委員長 第五百五十八條

○宮古委員 第五百五十八條モ今迄ノ規定トハ變ツタ規定

ノヤウデアリマスガ「上訴申立後ノ未決勾留ノ日數ハ左ノ

例ニ依リ之ヲ本刑ニ通算ス、檢事ノ上訴ナル時ハ勾留日數

ノ全部、檢事ニ非サル者ノ上訴ナル時ハ勾留日數ノ一分ノ二

ト云フ事ニナツテ居リマスガ、ソレニ付テ伺ヒタイト思ヒマ

スノハ、上訴申立後ノ未決勾留アルカラ、上訴以前ノ方ハ

ソレハアルト云フ趣意デアリト思ヒマスガ、其通りデスカ

○山岡政府委員 其點ニ付キマシテハ、只今御述ベニナツタ

通リノ趣旨デアリマス、御承知ノ如ク舊刑法ニ於キマシテ

ハ、法定ノ通算主義ヲ採ツテ居リマシタガ、刑法制定ノ際ニ於

テ、甚ダ適當デナイト云フノテ、裁判所ノ裁量ニ依リマシテ、

未決勾留ガ當ニナツテ居ル場合ニ於テハ、之ヲ刑ニ算入

シ、過當ナラザルトキニ於テハ、之ヲ算入セズト云フ裁判主

義ニ變ツタ譯デアリマス、ソレデアリマスカラ、其趣旨ヲ貫

徹致セバ、斯ノ如キ規定ト云フモノハ、寧ロ過當デナインデ

アリマス、唯併シ一面カラ觀察シマスレバ、上訴後ニナリマ

シテ、被告ハ一審デ服罪シテ居ルノニ、檢事ガ上訴シタト

云フトキニ於テハ、其未決ト云フモノハ檢事ノ爲ニ已ムヲ

得ズ拘禁サレタ、斯ウ云フコトニナリマスカラ、全部ヲ通算

シ、然ラザル場合、自ラ求メテ未決ニ留マッタ云フトキニ

ハ二分ノ一ヲ通算スル、即チ又此處ニ來テ法定主義ニナツタ

澤デアリマス、理論ヲ採リ主義ヲ行フト云フト、ドウモ是ハ

一貫シナインデアリマスガ、實際上カラ見テ、斯ノ如クニ上

訴以後ノ事ヲ此處ニ規定致シタノデアリマス

○宮古委員 現行刑法ニ依ルト、未決勾留ノ日數ハ其全部

又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得トナツテ居リマス、第一

審ノ判決ノ前ト云フコトニ限テハ居リマセヌカラ、上訴

ノ場合ニ於テモ矢張通算スルコトが出來ルコトノ規定ニナ

ツテ居ルヤウニモ思ヒマス、サウシマスト云フト、第一審ノ

判決ノ前ノコトハ今迄ノ通り、第一審判決ノ後ノ未決勾留

ノ部分ニ付テハ、現行刑法ノ二十一條ヲ改正シタ趣意ニナ

リマセウカ

○山岡政府委員 勵キノ上ニ於キマシテハ、現行刑法ハ上

訴申立後ノ未決勾留ニ付テハ働カナイ、斯ウ云フ事ニナル

譯デ、法ヲ改正シタハ言ヒマイト思フ、此所ニハ未決勾留

ノ日數ハ斯ノ如クニ法定的ニナリマシタカラ、裁判ヲ以テ

如何トモスルコトハ出來ナイコトニナリマス

○宮古委員 併シ現行刑法ハ上訴以後ノ分ニ對シテハ算入

スルコトヲ得タ、其算入ノ仕方ハ何トモ制限ハシテ居リマ

セヌガ、五百五十八條ハ檢事ノ上訴デアレバ全部、或ハ其他

ノ上訴デアレバ半分ト云フ風ニ制限ヲ設ケテアリマス所ニ

依リマスレバ、詰リ現行刑法二十一條ノ通リニハ是カラハ

裁判ニ於テヤレナイト云フコトニナルト思ヒマス、サウス

ルトヤレナイト云フコトガ即チ一部ノ改正ニナリヤシマセ

ヌカト思フガ、如何デスカ

○山岡政府委員 ソレハ見方ニ依ルノデアリマシテ、成程

運用ノ範圍ト云フモノハ狹ツタト云フ事ハ、申ス迄モナイン

デス

○鶴澤委員長 第五百五十九條——第五百六十條——第五

百六十一條——第五百六十二條——第五百六十三條——第五

百六十四條——第五百六十五條——第五百六十六條——第五

百六十七條——第五百六十八條——第九編私訴第一

章通則、第五百六十九條——第五百七十條

○宮古委員 一寸私訴全體ニ關シテ伺ヒタイト思ヒマス、

何處ニドウ云フ規定ニナツテ居ルカ知リマセヌガ、時效ノ點

ハ此私訴デハ公訴ト同ジ時效ト云フ事ニナツテ居ルノデア

リマスカ、ドウデスカ

○山岡政府委員 其點ハ、公訴ト同一デアルト云フノハ、此

法案デハヤメマシタ

○宮古委員 私訴ニ付テノ時效ハ別ニ無イ譯デスナ

○山岡政府委員 無イノデス

○宮古委員 ソウシマスルト云フト、斯ウ云フ場合ハドウ

ナリマセウ、例ヘバ詐欺罪ニ對スル私訴ヲ起ス、公訴ノ方ノ

詐欺罪デアルト、此法律案デハ七箇年ノ時效ニナツテ居ル、

七箇年ノ時效ニ依ツテ消滅スルコトニナツテ居リマス、民法

ノ方ノ不法行爲デアルト云フトナラバ、三年デ時效ニナ

ル既ニ詐欺ノ行爲ガアツタ後ニ、例ヘバ四年ナリ五年ナリ過

ギテ公訴ガ起ツテ云フ場合ニハ、私訴ハ公訴ニ附帶シテ爲

スコトガ出來ルト云フトコトデアレバ、則チ民法ノ方ノ三年

ト云フトハ違フコトニナリマス、三年過ギテモ公訴ニ附

帶スレバ私訴ノ提起ハ出來ル、同ジ損害賠償デアツテモ、民

法ニ依ツテノ損害賠償ハ出來ナイガ、刑事事件ノ訴追ノ中ハ一審ノ

辯論終結迄ニ於テハ必ズ證人トシテ調べラレテ居ルノデ

スカラ、被害者ガ知ラヌト云フトコトハナイ、知ッテ而シテ提

起シナインラバ、三年間ニ提起シナインラバ、恐クハ刑事事

件ハ済ンデ仕舞フダラウト思フ、刑事案件ガ済ンデカラ、ド

ウモ私訴ノ問題ガ起キテ來ナインデス、然ルニ刑事事件ガ

長引イタ場合ニ於テ打捨テ、置ケバ、其人ノ落度デアツテ、

ソレハ止ムヲ得スト思ヒマス

○山岡政府委員 サウスルト私訴ヲ起シタ場合、例ヘバ民法ノ

本質ニ戻ツテ總テ權利ノ發生消滅ヲ致ス譯デアリマス、刑事

訴訟法ノ方カラ其權利ノ發生消滅ハ見テ居リマセヌ

○宮古委員 マダ一寸サウス了解シ兼不マスルガ、同ジ行爲

デアツテモ、民法デハ矢張不法行爲ト言フコトガ出來、刑法

デハ詐欺ト言フコトが出來ル、サウスカラシテ、民法ニ依

テテ不法行爲ヲ原因トシテ訴ヲ起スト云フコトデアレバ、

三年經タナケレバ時效ニナラナイ、ソレガ偶々刑事ガ起ツテ

其事が例ヘバ五年目ニ起ツタ云フヤウナ場合ニ、損害賠

償ノ請求ヲシヤウト云フ場合ニハ、私訴ヲ以テスルコトハ

出来ルノデアリマセウナ

○宮古委員 サウスルト其時效ノ詰リ私權ノ關係ニ付テ

ハ、民法ニ依ル譯デアツテ、私訴トシテハ此場合ニハ請求ガ

出來ナイ、民法ノ時效ノ濟ミマシタモノニ對シテハ、請求ハ

出來ナイト云フ趣意ナンデスナ

○山岡政府委員 其點ハ少シ詳シ中上ゲテ置キマスガ、

附帶シテ民事ノ訴ガ出來ルト云フコトヲ稱シテ私訴ト云フ

ノデアル、訴訟手續上ニ於テハ、斯ノ如キ訴ガ出來ルト云フ

コトヲ認メタ、ガカラシテ公訴ノアル限りハ、即チ一審ノ辯

論終結ニ至ル迄ハ、何時テモ出來ルノデアリマス、唯體體

權、即チ請求權ニナリマスルト云フト、何時消滅スルヤト云

フ事ハ刑事訴訟法ノ關係スル所デナイ、即チ民法ニ依ルノ

デアリマスカラ、附帶私訴ハ完全ニ提起出來ルノデスガ、時

效ヲ過ギタ以上ハ、已ヲ得ヌノデアリマス、私權ハ何處迄モ

私權トシテ、民法ノ保護ヲ受ケルダケニ止マル、斯ウ云フ風

ニ訴訟上ノ權利ト實體上ノ權利ト區別サレテ居ル、現行法

ハ其區別ガ無イノデ、公訴ノ確定スル間ハ、公訴時效ト同ジ

デアルト云フト、斯ウ云フ規定ヲ致シテ居ルガ、是ガ甚ダ時世

ニ合ハヌ、斯様ナ立場カラ、此實體權ハ民法ニ從フト云フコ

トニナツタ、ソコデ實際ノ論カラ參リマシテ、只今ノ御説ノ

ヤウニ不都合ハナイト思ヒマス、即チ民法ノ七百二十四條

=從ヒマシテ、不法行爲ノ時カラ二十年ヲ經過スレバ消滅

スルト云フコトニナルノデアリマスカラ、是ガ刑法ノ時效

ニ比較致シマスルト中、長イ、其事ヲ知ツタ時ニ於テハ三年

間有效ト云フノデアリマスカラ、刑事ノ訴追ノ中ハ一審ノ

辯論終結迄ニ於テハ必ズ證人トシテ調べラレテ居ルノデ

スカラ、被害者ガ知ラヌト云フトコトハナイ、然ルニ刑事事件ガ

起シナインラバ、三年間ニ提起シナインラバ、恐クハ刑事事

件ハ済ンデ仕舞フダラウト思フ、刑事案件ガ済ンデカラ、ド

ウモ私訴ノ問題ガ起キテ來ナインデス、然ルニ刑事事件ガ

長引イタ場合ニ於テ打捨テ、置ケバ、其人ノ落度デアツテ、

ソレハ止ムヲ得スト思ヒマス

○宮古委員 サウスルト私訴ヲ起シタ場合、例ヘバ民法ノ

本質ニ戻ツテ總テ權利ノ發生消滅ヲ致ス譯デアリマス、刑事

トガ出来ルガ、併シ被告人ノ方テソレガ民法ノ時效ニ係ラ
居ルト云フコトヲ申セバ、畢竟私訴ハ立タヌト云フコトニ
ナルト云フ御趣意デスカ

○山岡政府委員

左様デス

○鶴澤委員長 第五百七十一條——第五百七十二條——第五百七十三條——第五百七十四條——第五百七十五條
——第五百七十六條——第五百七十七條

○宮古委員 是ハ裁判長ノ許可ヲ受ケルト云フ事デ、私訴
ノ關係ニ於テ訴訟記録ノ閲覽勝寫ニ付テモ、矢張許可ヲ受
ケナケレバナラダト云フ趣意デアリマセウカ、先達テノ満
鐵事件ニ付テ起タヤウナ記録ノ勝寫云々ト云フヤウナ事
ハ、是ガ法律トナレバ、裁判長ノ許可ヲ受クレバ閲覽勝寫ガ
出來ル、裁判長ノ許可ガナケレバ、私訴ノ代理人ハ閲覽勝寫ガ
出來ヌ、斯様ニ解スベキモノデアリマスカ

○山岡政府委員 御説ノ通りデアリマス
○宮古委員 此私訴ノ代理人若クハ私訴ノ本人ニ對シテ、
裁判長ノ許可ガ必要ト云フコトニシタ趣意ハ、ドウ云フ所
ニアルノデセウカ、刑事ノ方ノ辯護人ハ、イツデモ裁判長ノ
許可ヲ受ケズシテ記録ノ閲覽勝寫ハ出來ルヤウデスガ、證
據物ノ方ハ許可ヲ受ケルヤウニ思ヒマスガ、

○山岡政府委員 私訴ハ附帶ノ問題ガアリマシテ、公訴ノ
方ノ進行ガ大切デアリマス、ソレ故ニ公訴ノ進行ヲ私訴ノ
爲ニ妨ゲルコトハ許サヌノデアリマスカ
○鶴澤委員長 一寸五百七十七條ニ付テ伺ヒマスガ、本條
ニ對シテモ矢張本案ノ第五十五條ノ適用ガアリマスカ

○山岡政府委員 五十五條ハ、之ニ付テ適用ガアルト申シ
テ宜イノデス所謂訴訟ニ闘スル書類デアリマスカラ、五十
五條ニ關係ガ及ンデ居リマス
○鶴澤委員長 第五百七十八條——第五百七十九條

○宮古委員 一寸訴訟費用ニ付テ伺ヒマス、私訴ニ付テハ
別段訴訟ニ付テ印紙ナドノ必要ハナイ、民事裁判所ノ方
へ移サレタナラバ、民事訴訟法ニ依リ、隨テ印紙ナドモ要ル
ト思ヒマスガ、現在ノ取扱振リヲ見マスト、私訴ニ對シテ
モ、或ル場合ノ例ヘバ判決書ノ送達ラシテ貰フ場合ナド、
印紙ヲ貼テ居リマスガ、ソレハ私訴ニ付テハ印紙等ノ必要
ガナイト云フノト少シ矛盾シテ居ルヤウニ思ヒマスガ、政
府ノ御考ハ此點ハ如何デスカ

○山岡政府委員 私訴ノ方ハ、裁判ヲスル際ニ便宜ノ爲メ
附帶セシムルノデスガ、普通ノ民事裁判所ト變リハナイン
デスカラ、送達ト云フコトニ付テハ、矢張刑事ト云フ觀念ヲ

離レルノガ無論ト思ヒマス
○宮古委員 併シ同ジ刑事ノ繫屬中デアッテ、他ノモノニハ
印紙等ノ必要ナクシテ、唯判決書ト送達ニ印紙ヲ要スルト
云フコトハ、妙ニ思ヒマスガ

○山岡政府委員 是ハ刑事ノ訴訟ガ何時濟ムカト云フ問題
ニナリマスノデ、裁判ヲ宣告スレバ、ソレデ本人ニ對スル言
渡ガ濟ンデシマウ、私訴ニ付テモ亦裁判ヲスレバ濟ンデシ
マヒマスカラ、矢張裁判言渡ト共ニ切レルト云フ見方ガ相
當ト思ヒマス

○鶴澤委員長 第二章第一審、第五百八十條——第五百八
十一條——第五百八十二條——第五百八十三條——第五百
八十四條——第五百八十五條

○宮古委員 「私訴ノ取調ハ公訴ノ審理ヲ終タル後之ヲ爲
スヘシ」トナッテ居リマスガ、私訴ノ取調ノマダ始ラヌ前、公
訴ノ審理中、例ヘバ證人調べガアルト云フヤウナ場合ニ、私
訴ノ關係人ハ唯其所ニ付テ居ルト云フ事ダケデ、何等容喙
モ出來ナイ、公訴ノ方ノ利益ノ濟ム迄、マルデ、デクノ坊ノ
ヤウナモノデ、立會フ利益ガナイヤウニ見エマスガ、公訴ノ

取調中ニ、證人ノ調査ガアッタラ、其證人ニ對スル訊問ノ請求
ヲスルトカ、若クハ私訴ニ影響ヲ及ボスモノニ對シテ、何カ
別段ノ證人ヲ要求スルト云フヤウナコトハ、一切許サヌ趣
意デアリマセウカ、ドノ位ノ程度マデ私訴ノ關係人ガ公訴
ニ關係スルト云フ意味デ成立テ居リマセウカ

○山岡政府委員 其點ハ此案ニ私訴ノ性質ヲ申上ダレバ、
理解ノ出來ル事ニナリマスガ、此案ニ於テハ現行法ノ如ク
私訴ヲ擴大シテ居リマセヌ、現行法ニ於テハ、關係ノアル限
リ、公訴ノ被告人以外ノ者ニ對シテモ、私訴ノ效力ガ及ンデ
參リマシク、此案ニ於テハ五百六十九條ニ於テ「公訴ノ被告
人ニ對シテ私訴ヲ提起スル事ヲ得」ト非常ニ限局サレテ居
ル、而シテ五百七十二條ニ於テ「私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ニ
於テ認メタル事實ニ基キ之ヲ爲スヘシ」トアリマシテ、其事
實以外ニハ出ナイノデアリマス、ソレダカラ公訴ノ事實ガ
確定サレサヘスレバ、ソレデ濟ンデシマフノデアリマシテ、
全ク公訴ト云フモノガ一先づ事實ガ確定シタナラバ、其確
定シタ事實ヲ利用シテ、直ニ民事請求權ノ當否ヲ判断スル
斯ノ如キ見解ノ上ニ立ツテ居リマスカラシテ、從ツテ此私訴
ノ調べト云フモノヲ、特ニ當事者ニ許スト云フヤウナ必要
ハ無イノデアリマス、ダカラ五百八十五條ノ裁判長ガ必要
ナリト思料スレバ、其調べヲ致シマスルケレドモ、此法ノ運
用ト致シマシテハ、殆ド必要ハ無カラウト思ヒマス

○宮古委員 但書ノ方デ「裁判長ハ公訴ノ審理中ト雖職權
ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコトヲ得」トナッテ居リマス是

ハドンナ風ニヤルノデアリマセウカ、公訴審理中ノコトデ
スノデアリマスガ、此職權ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコト
ヲ得」ト云フヤウナ規定——左様ナ事モ裁判長ガヤッテ吳レ
カ云フコトヲスル方ガ、宜クハナカト云フコトヲ私ハ申
バ出來ル、斯ウ云フ趣意デアリマセウカ

○山岡政府委員 只今ノ前段ノ御意見ノヤウナ風ニハ參リマセヌ、公訴ノ審理ト私訴ノ審理ガ混雜シテ、滅茶々々ナリ、總テノ點ニ於テ不都合ナ結果ガ起リマスカラ、原則トシテハ是ハヤリマセヌ、唯斯ウ云フ實際ノ必要ガ生ジマスルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナルノアリマス〇宮古委員 マダ了解シマセヌガ、私訴ニ付テ取調ヲスルト云フコトハドウ云フ事ヲ言フノデアリマセウカ、公訴ノ審理中ニ私訴ニ付テ取調ヲスルト云フコトハ——公訴ノ審理中ニ、私訴ニ影響スル所ノ色々ノ證據調ハ無論出來ナフ譯デアリマセウガ、公訴ニハ關係ノナイ、私訴ダケニ關係ノアルコトヲ取調べルト云フ意味デアリマセウカドウ云フ意味デアリマセウカ

○山岡政府委員 是ハ文字ノ上カラ申シマスレバ「私訴ニ付キ取調ヲ爲スコトヲ得」ト云フノデアリマスカラ、五百八十六條ニ從フテ「原告ハ請求原因タル事實ヲ陳述シ判決ヲ受クベキ事項ヲ申立ツベシ」此ノヤウナコトモ差支ナイ様ニ見ヘマスガ、サウ云フコトニハ考ヘテ居リマセス、唯必要ナルト公訴ノ審理中ノ證人若クハ證據ノ申請ニ一切關係スル要ナ或ル調ハ出來ルト考ヘテ居リマス、唯ソレダケノコトデアリマス

○山岡政府委員 サウデス

○宮古委員 マダ私ノ質問ニ對スル答辯ノ全部デアリマセヌガ、ドノ位ナ程度デアルカト云フコトデアリマス、サウスルト公訴ノ審理中ノ證人若クハ證據ノ申請ニ一切關係スルコトハ出來ナイト云フノデスカ

○山岡政府委員 サウデス

○林政府委員 私ハ今途中カラ承リマシタノデ、ドウ云フヤウナ御尋ニナッテ居タカ、或ハ誤解シテ居ルカモ知レマセヌガ、實際的ニ申シマスト、犯罪事實ト共ニ被害者ノ主張スル所ノ被害ダケヲ調ベル方ガ、非常ニ便利ナコトガアリマス、サウ云フ時ニ原告人ガ出テ來テ居レバ、便宜上ソレヲ調ベル、ソレカラ私訴ニ入ルト云フコトニナリマスルト、一人ノ證人ヲ二度呼出スト云フコトニナリマスカラ、サウ云フ場合ニハ、公訴ノ審理中デアルケレドモ、其證人ニ付テハ私訴ノ關係ヲ聽クト云フ、斯ウ云フヤウナ事ガ、實際上ノ必要カラ起シテ參リマス、サウ云フ所ヲ慮ラノデアリマス、サウシマセヌト公訴ノ審理ト私訴ノ審理ガ混雜シテ、滅茶々々ナリ、總テノ點ニ於テ不都合ナ結果ガ起リマスカラ、原則トシテハ是ハヤリマセヌ、唯斯ウ云フ實際ノ必要ガ生ジマス

カラ、斯ウ云フ規定ヲ設ケテ居ルコト、私ハ考へマス
○宮古委員 少シ分ラヌヤウニ思ヒマスガ、私ノ先刻尋
フコトモ、私訴ノ關係中ニ、私訴ノ關係人ガ容喙ヲスルト云
無論ナイノデアリマス、私訴ニ闘スル事デ、公訴ノ判決ガ私
訴ニ直接ニ影響ヲスル譯デアリマスカラ、其公訴ノ取調中
ノ私訴ニ闘スル事ヲ、或ハ訊問ヲ乞ヒ、或ハ證據調ノ請求ヲ
スルコトガ、出來ルカ出來ナイカト云フコトヲ伺フナノデア
リマス、例ヲ舉ゲテ申シマスレバ、證人調ヲ公訴ノ審理中ニ
ヤツテ居ル、其證人調ノ影響スル所ガ、矢張私訴ニモ及ブコ
トニナル場合、サウ云フ場合ニ於テ證據調ノ要求ヲスルコ
トガ出來ルカ出來ナイカ、私訴ニ付テ取調ヲ爲スト云フヤ
ウナコトヲ含ムカドウカト云フコトヲ伺フナノデアリマス
○山岡政府委員 其點ハ前ニモ申上ゲタヤウニ、公訴ノ審
理ヲシテ居ル間ニ、私訴關係者ガ容喙スルト云フコトハ出
來ナイノデアル、但シ其證人若クハ關係人ガ、此場合ニ於テ
私訴ノ事ヲ聽イテ置ケバ適當デアル、斯ウ云フ事項ガ發生
スレバ、裁判長ニ於テ職權ヲ以テ取調ヲスルノデアリマス
ガ、裁判長ニ向テ御調ヲ願ヒタイト云フコトヲ事實上申立
テルノハ差支ナイト思ヒマスガ、隨テ一ト度裁判長
ソレ故ニ公訴審理中ニ、ソレハ私訴ニ必要デアルカラ御調
ベヲ願フト云フコトハ、法律上ノ請求權ハ無イ、斯ウ云フ意
味デアリマス

○横山(金)委員 是ハ今伺フ、見マスルト、公訴ノ審理中
ニ、私訴ノ關係者ガ裁判長ニ向ッテ、此場合ニ私訴ニ闘聯ス
ル事柄ヲ調べテ貰ヒタイト云フコトヲ、注意ヲ喚起スルコ
トハ禁ジタ意味デハナイト思ヒマスガ、隨テ一ト度裁判長
ガ私訴ニ於テ取調ヲ致スト云フ職權行使方出來マシタ時ニ
ハ、私訴ノ關係者ハ、當然ノ權利トシテ發言權ヲ持ツベキモノ
ノト理解シナケレバナラヌト思フ、ソレカラモウ一ツハ、此
書キ方デハ「公訴ノ審理中ト雖モ、職權ヲ以テ私訴ニ付取調
ヲ爲スコトヲ得」トアルノデアリマスカラ、一定ノ申立カラ
始メテ、原因事實總テヲ聽クコトガ出來ルト理解シナケレ
バナラヌ、是モ即チ合法ノ處置ト謂ハナケルバナラヌ、其時
分ニモ當然私訴關係者トシテ發言ノ權利ヲ持ツ、斯ウ理解
シテ宜シイノデアリマスカ

○山岡政府委員 其點ハ先程述ベタ通りデアリマシテ、公
訴ノ審理ヲ爲シテ居ル時ト雖モ、職權ヲ以テ私訴ノ調べガ
出來マスカラ、私訴ニ付キ裁判ニ必要トスル程度ノ調ペヲ
スルト云フコトハ差支ナイノデアリマス、併シ私訴ニ廣ク
調べラスルコトハ考ヘテ居ナイノデアリマス

○横山(金)委員 サウスルト證人調ノ時トカ、鑑定ノ調べ
トカ、若クハ被告人調べノ際ナドニ、専ラ私訴ニ關係スル事

柄ヲ裁判長ガ調ベルト云フコトニナレバ、五百八十五條ノ「但シ裁判長ハ公訴ノ審理中ト雖職權ヲ以テ私訴ニ付取訟關係者ハ、其事實ノミデハイケナイカラ、進ンデ證人ヲ調ベテ貰ヒタイ、其他ノ證據調ヲシテ貰ヒタイト云フ時ニ、進ンデ其證據調ヲ申請シテモ、差支ナイト云フコトニ認メラレルノデアリマスガ……」
○山岡政府委員 其點ハ職權ヲ以テ私訴ノ取調ヲ爲スト云
ノフノデアリマスカラ、新ラシイ證據申請ヲシテモ、ソレヲ許
スト云フ譯ニハ參リマセヌ、或ル調ベガ始マツタ後ニ、其私
訴當事者ノ側ノ意ニ満ツルヤウニ問ヲ發スルコトハ出來マ
セウ
○横山(金)委員 左スレバ一定ノ申立カラ始メテ、五百八
十六條ノ作用ガ起りマシタ時分ニハ總テノ證據調ヲスルモ
ノト見ナケレバナラズ
○山岡政府委員 其點ニナレバ、斯ウ云フコトニナラウト
思フ、公訴審理中ト云フモノデハナク、寧ロ公訴ノ審理ヲ中
止シテ外ニ出ルコトニナッテシマウト思フ、ケレドモノコノ
公訴審理中ト云フノハ、狭イ意味ニ解釋スルノガ至當デアリ
カ、ソレ故ニ新シク證人ヲ私訴ニ付キ調べ始メタカラト云
テ、更ニ之モ私訴關係ニ付テ必要デアルカラ、此次ノ公判ノ
時ニ御呼出シラ願ヒタイト云フヤウナコトハイケナイト思
フ
○横山(金)委員 併シ私方今申シタヤウニ解釋シナケレ
バ、理路ガ一貫シナイト思フ、隨テ何等カ此間ニ斟酌ヲ加ヘ
テ、法文ヲ御訂止ニナル必要ガアリハシナイカト思ヒマス
ガ、ドウデスカ
○山岡政府委員 其必要ハ認メナイト云フノガ至當デアリ
マス、ト申スノハ先程御居デニナッタカ如何デアリマスカ知
リマセヌガ、要スルニ私訴ト云フノハ非常ニ局限サレタモ
ノデアリマシテ、公訴事實ニ於テ確定シタル事實ニ基イテ
私訴ノ判決ヲスルノデアルカラ、唯公訴事實デ足ラナイ點
ダケハ、是ハ私訴當事者ニ關係ガアツテ、特別ニ調ベテ爲サ
ナケレバナラヌノデアリマス、併ナガラ公訴ノ被告人ニ對
シテノミ私訴ハ出來ルノデアリマス、此案ノ立場ニ於テハ、
現行法ト違ヒマシテ、只今御想像ニナルヤウニ廣イ調ベヲ
スルノデハナインデアリマス

額ノ點許リデハナイト思ヒマス、ソレデアリマスカラ、公訴審理中ニ證人調ラシテ居ルト云フ場合ニ、裁判長ニ向ツテ私訴關係人ガ私訴ニ影響スベキ犯罪事實等ニ付テノ審問ヲ

ナラメト云フ理由ハナイ、唯公益上必要ト認ムル場合ニ立
會ヲスレバ十分デアルト云フ處カラ、本案ノ如ク改正シマ
シタ

私訴ヲ起シタ處ガ却下サル、場合ニ、全然權利ヲ失フヤウ
ナコドガアリハセスカト思ヒマスガ、一寸伺ッテ置キマス
○林政府委員　卓上ノ論トシテハ、サウ云フコトニナリマ

スガ、併ナガラ實際考へマスト、刑事事件ト云フモノハ、犯罪ノ時カラ餘程遠クナッテカラ起ルト云フコトハアリマセヌ、而シテ一面ニ於テ私訴ノ方面ハ不法行爲ノ訴ヘテアル

カラ、時效期間モ長イ、サウ云フ關係ニナツテ居ルノデ、訴ヲ却下サレタカラ、時效中斷ノ效ガナイ爲メニ困ルト云フヤウナコトハ、實際的ノ見地カラ無イト思ヒマス。ソレ故ニ斯ウ云フコトニシタノデアリマス

○鵝澤委員長 第五百九十二條——第五百九十三條——第五百九十四條——第五百九十五條——第三章上訴，第五百九十六條——第五百九十七條——第五百九十八條——第五百九十九條——第六百一十条——第六百一十一条

百九十九條——第六百條——第六百一條——第六百二條
第六百三條——第六百四條——第六百五條——第六百六條
一百五條——六百七條——第六百八條——第六百九條——第六百十條
六百十條——第六百十一條——第六百十二條——第六百十三條

三條——第六百四條——第六百十五條
○官古委員一寸此章ヲ終リマスカラ伺ヒマスガ、五百九
十四條ニ依リマスト「裁判所ハ、公訴ノ判決ト同寺ニ弘所ノ

判決ヲ爲スヘシト云フコトニオノテ居リマスガ、控訴院ハ
テ今迄私訴ノ判決ト云一デナミガリマスガ、今度ハ
ハ専モ尋常ノトキニヒトラバニ云フアレハ見三ツアリ

公認・同様ラブクラノオラブ・ラブニート規定シテアリマスカ
スガ、同時ズナケレバ判決ガ出来ナイト云フコトニナルノ

○林政府委員
○鶴澤委員長 附則第六百十六條 第六百十七條 第六百十八條 第六百十九條 第六百二十條 第六百

六百二十七條 第六百二十八條 第六百二十九條

第六百三十條——第六百三十二條——第六百三十二條
第六百三十三條——第六百三十四條——是デ終リマシタ
ガ、一寸此場合ニ御諳リシマスガ、是テ諸君ノ御精勤ニ依リ

マシテ、小委員會ハ濟ミマシタガ、政府ノ出シマシタ(刑事訴訟法案理由書ト云フモノハ、大分能ク理由ヲ説明シテ居ルト思ヒマスガ、從來政府ノ出ス理由書ニハ斯ウアルガ、政府

ノ意見ハ是トハ違フト云フ事ガアリマス、例ヘバ商法改正ノ時ニ、理由書ヲ以テ質問シテモ、理由書ニハサウアルガ、政府ノ意見ハ達フト云フロガトアツガ、政府ハ此理由書ニ

ア ルコトハ、大體ニ於テ 政府ノ御意見デアルト了解シテ宜
ウゴザイマスカ
○林政府委員 全然政府ノ意見ト御覽下スッテ宜ウゴザイ

第五類第八號

刑事訴訟法案委員會議錄 第八回 大

一年三月三日

十一

マス、唯文字ノ間違ガナイトモ限リマセヌ、サウ云フ事ハ改メナケレバナラヌガ、趣意ハ全然政府ガ責任ヲ以テ……○鶴澤委員長 是ハ實際ノ一部分ノ参考ニシタモノト見テ差支ヘアリマセヌカ——ソレデハサウ云フ事ニ致シマス○横山(勝)委員 昨日ノ殘リヲ一寸質問致シマスガ、ソレハ三百六十二條ノ詰リ「有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルベキ事實及證據ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明シ、法令ノ適用ヲ示スヘシ」現行法ノ一百三條ニ關スル點デアリマス、此點ニ關スル昨日ノ政府委員ノ答辯デハ現行法一百三條ノ法令ノ理由ヲ付スベシト云フ「理由」ト云フ字ヲ削ッタケレドモ、趣旨ニ達ヒハナイ、併ナガラ第二項モ且ツ第一項ノ規定ニ依ッテ、從來ノ判決ヲ全部舉示セシメル事ガ出來ル、其問題ノ要點ハ御記憶ノ通り、徒ラニ證據ヲ澤山羅列シテ數百枚ノ判決書ヲ作ッテ、サウシテ以上ノ證據ニ依リ前記ノ事實ヲ認定ス、以上ノ證據ヲ綜合查覈シテ之ヲ認定ス、若クハ右ノ證據ニ依ッテ之ヲ認定ス、斯ウ云フ事ニナッテ居リマス、今此處ニ澤山例ヲ持テ來マシタガ、其例ハ今申上ゲル通りニナッテ居リマス、又少シ形式ノ變々部分ハ、事實ノ認定ヲ書イテ、其次ニ右ノ事實ハ左ノ證據ヲ綜合シテ之ヲ認定スト云フ事モアリマスカラ、要スルニ文書ノ書方一ツアリマシテ、形式ニ於テハ同一デアリマス、ソコデ二百六十三條ノ規定ト對照シマシテ、二百六十三條ノ區裁判所ニ於テ輕微ナル事件ノ裁判ヲシタ時ハ、證據ノ理由サヘアレバ宜イ、誰々ノ證人調書、誰々ノ参考人調書、所ガ三百六十二條ノ方ハ證據ノ理由ト云フコトハ、理由ヲ學ゲルコトヲ要スルト云フ其理由ハ、證據ノ内容ヲ書クノデアルカドウカ、斯ウ云フ問題ニ觸レテ質問ヲシマシタ、ソレデ私ノ要求シマシタ趣旨ハ、果シテ現行ノ刑事訴訟法ヲ斯ノ如ク改正シテ、サウシテ將來刑事裁判所ノ判決、ガ改正サレルデアラウト云フナラ、ドウ云フ形式ニナルカ、澤山例ヲ持テ來居リマスカラ、此判決文ニ基イテドウ云フ具合ニ御改正ニナルカラ御示シヲ願ヒマス

○山岡政府委員 昨日述べマシテヤウニ、罪トナルベキ事實ト證據ヲ連絡セシメル、其經路ヲ示スト云フノガ此案ノ精神デアッテ、斯ウ云フ風ニシマシタ、ソコデ御示シニナッタ此判決ハ、殺人教唆事件ノ方カラ申シマスト、殺人ノ教唆事件ニ付テ、被告人ハ其殺人ヲ教唆シタ、斯ウ云フ事實ガ前段ニ唄ハレテ居リマス、此事實ニ對シテ、被告人ガ何レノ場所ニ於テ殺人ヲ教唆シタ事實アリヤ、其事實ニ付テハ、此證人ガ斯々ノ陳述モアル、此證人ノ陳述モソレト同様デアル、又其他誰々ノ證言ニ依ッテ此事實ヲ認メルノデアル、而シテ教唆事實ガ明カニナレバ、其教唆ニ基テ人ヲ殺害スルト云フ事實ガ末段ニ唄ハレナケレバ、ナラヌノデアリマス、其事

實ニ對シテ、更ニ此殺害ノ事實ハ、誰々ノ證言ハ如何ナルモノガアル、是ニ依ッテ之ヲ認メタルト云フ風ニ舉示スルノデアリマス、即チ事實ト證據ノ連絡ヲ示シテ判決ヲスルノデアリマス、ダカラシテ必ズ内容ヲ一々示サナケレバナラヌト云フ筋合ノモノデハナイ、其判決ニ依ッテ連絡が明カニナレバ足ルノデアリマス、併ナガラ或度合迄ドウ云フ風ニ陳述シテ居ルト云フコトハ言ハナケレバ分ラナイ場合ガアリマスレバ、其時ニ之ヲ、示シテ置ク、言ハナイデモ、誰々ノ證言ハ矢張其供述ニ同ジト云フ風度アレバ、サウ云フ風ニシテ置ケバ宜イ、他ノ事件ハ同ジ事件デアリマスガ、是ハ選舉違反デアリマスガ、是ニ付テ證據ヲ列べテ然ル後ニ綜合シテ之ヲ認定スト云フコトガアリマスガ、綜合ト云フコトハ、ドウ書イテモ同ジ意味ニナルノデアリマス、斯ウ云フ風ニ頭ニ綜合シテト云フコトハ、内容ヲ列ベルノガ本案ノ精神デアリマセヌ

○横山(勝)委員 ドウモハッキリシマセヌガ、斯ウ云フ風ニ取テ見マス、只今山岡君ノ御話ノ事ハ、斯ウ云フ風ニ解釋シテ宜ウゴザイマスカ、例へば此處ニ刀ヲ以テ人ヲ斬ッタ事案ガアリ、サウスルト即チ兇器ヲ用ヰテ人ノ生命ヲ害シタ、斯ウ云フ事案ガアル、其兇器ヲ用ヰタル事實ニ對シ、證人竝ニ彼ノ供述ニ依リ、尙ホ此證據及ビ参考人ノ供述ニ依リ、ソレカラ死シタル事實ニ付テハ醫師ノ鑑定書ニ依ッテ、此證據ニ依ッテ之ヲ認定スル、斯ウ云フ具合ニ犯罪事實ノ中デ構成要素トナルベキ個々ノ事實ヲ摘出シテ、銘々證據ヲ當嵌メル、斯ウ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○林政府委員 一二百六十二條ノ趣意ハ、山岡君カラモ段々说明セラレタル通り、認定シタ事實ト、之ヲ認定スルニ至々タ證據トノ連絡關係ヲ判決上ニ明ニシテ、其判決ヲ讀ム者ニ如何ナル證據ニ依ッテ此事實ヲ認定シカト云フコトヲ理解セシムルコトカ本條ノ目的デアル、ソレガ簡單ナル事件ノ場合ニ概括的ノ説明ヲシテ理解ノ出來ル場合ニハ、必ずシモ個々ノ事實ヲ證據ヲ擧ゲテ、ドウスウスル必要ハナイ

○林政府委員 一二百六十二條ノ第一項ト、法律ノ精神ニ於テ毫モ差ハナイト言ハレタガ、ソレト林政府委員ノ御意見モ、其通り聽イテ宜イノデアリマスカ

○林政府委員 私ハ今證據ノ問題ト思ッテ御答シタノデアリマスガ、法令ノ適用云々ノ解釋問題トモテハ、山岡政府委員ノ御話デハ、現行法ノ第二百三條ノ一項ノ末段ニ在ル法文ノ「理由」ヲ省イタケレドモガ、ソレハ文字ヲ省イタダケデ、本案ニ三百六十二條ノ第一項ト、法律ノ精神ニ於テ毫モ差ハナイト言ハレタガ、ソレト林政府委員ノ御意見モ、其通り聽イテ宜イノデアリマスカ

○林政府委員 一二百六十二條ノ第一項ノ全部ニ付テ御尋ねノ事件デアリマスガ、ソコニ澤山ノ證據ガ列ンデ居リマス、林君ガ仰シヤル通り、實ニ難然トシテ列ンデ居ル、其聯絡關係ヲ綜合考覈シタ判事ノ意見、判事ガ何處ノ事實ヲ綜

○横山(勝)委員 サウスルト今宮本千代吉ノ阿部公使殺害ノ事件デアリマスガ、ソコニ澤山ノ證據ガ列ンデ居リマス、林君ガ仰シヤル通り、實ニ難然トシテ列ンデ居ル、其聯絡關係ヲ綜合考覈シタ判事ノ意見、判事ガ何處ノ事實ヲ綜

○横山(勝)委員 サウスルト云フコトガ往々アリマス、サウ云フノハ本條ニ反スルモノデアルト考ヘマス

○横山(勝)委員 現行法ト異動ガアルカドウカト云フコトハ、現行法ノ解釋ハ人ニ依ッテ變ヘテ居ルノデアリマス、現行法ノ解説如何ニ依ッテ、或ハ本案ト同ジデアリ、或ハ違フ

大正十一年三月十五日印刷

大正十一年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局